

議事日程第2号

平成29年3月2日(木)

第1 市政一般に対する質問

進 藤 優 子

安 田 健次郎

米 谷 勝

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員(19人)

1番 佐藤 巳次郎	2番 三浦 一郎	3番 米谷 勝
4番 木元 利明	6番 古仲 清尚	7番 笹川 圭光
8番 安田 健次郎	9番 進藤 優子	10番 吉田 清孝
11番 船木 金光	12番 船橋 金弘	13番 畠山 富勝
14番 船木 正博	15番 中田 謙三	16番 小松 穂積
17番 土井 文彦	18番 三浦 桂寿	19番 高野 寛志
20番 三浦 利通		

欠席議員(1人)

5番 佐藤 誠

議会事務局職員出席者

事務局長	加藤 秋男
副事務局長	畠山 隆之
局長補佐	湊 智志
局長補佐	杉本 一也

地方自治法第121条による出席者

市長 渡部 幸男
教育長 鈴木 雅彦
総務企画部長 船木 道晴
産業建設部長 佐々木 一生
企業局長 佐藤 盛己
総務課長 目黒 雪子
税務課長 田口 好信
健康子育て課長 福田 ひとみ
福祉事務所長 伊藤 文興
観光商工課長 伊藤 徹
病院事務局長 柏崎 潤一
学校教育課長 吉田 雅美
監査事務局長 三浦 秋広
選管事務局長 (総務課長兼任)

副市長 杉本 俊比古
監査委員 湊 忠雄
市民福祉部長 原田 良作
教育次長 木元 義博
企画政策課長 藤原 誠
財政課長 八端 隆公
生活環境課長 山田 政信
介護サービス課長 佐藤 庄二
農林水産課長 武田 誠
建設課長 佐藤 透
会計管理者 菅原 信一
生涯学習課長 鎌田 栄
企業局管理課長 菅原 長
農委事務局長 (農林水産課長兼任)

午前10時01分 開 議

○議長（三浦利通君） 皆さん、おはようございます。

これより、本日の会議を開きます。

佐藤誠君から欠席の届出があります。

○議長（三浦利通君） 本日の議事は、議事日程第2号をもって進めます。

日程第1 一般質問

○議長（三浦利通君） 日程第1、一般質問を行います。

質問通告書によって、順次質問を許します。

9番進藤優子さんの発言を許します。9番進藤優子さん

【9番 進藤優子君 登壇】

○9番（進藤優子君） おはようございます。傍聴席の皆様、お疲れさまでございます。市政に深い関心をお持ちになられ、早朝より足をお運びいただきまして大変にありがとうございます。一般質問トップバッターを務めさせていただきます進藤優子でございます。

渡部市長におかれましては、2期8年間、本市の発展のため、教育、環境、観光が豊かな文化都市の実現に向けて市政運営に取り組んでいただきまして大変にありがとうございました。感謝申し上げます。残す任期はわずかでございますが、どうか健康にご留意していただき、この後もご尽力いただきますよう、よろしく願いいたします。

それでは、通告に従いまして質問をさせていただきます。

生活環境の整備について。

水道事業の現状と将来の見通しについてお伺いいたします。

現在、我が国の水道は、97.8パーセントの普及率に達し、水道は国民生活の基盤として必要不可欠なものとなっています。人口減少社会が到来し、今から40年後、日本の人口は8千600万人程度となると推測されています。それに伴い、水需要も約4割減少すると推計されています。給水量の減少は、直接、料金収入の減少につながり、特に小規模な水道事業者において経営状態の急激な悪化が懸念されます。

また、日本の水インフラは、高度経済成長期の1970年代に急速に整備が進んだため、今後一気に老朽化の波が押し寄せてきます。これまでの施設投資額の約6割を占める水道管路の経年化率は、年々上昇しているにもかかわらず管路の更新が進んでいない現状です。老朽管の更新には多額の予算が必要となり、全国的に見ても管路更新率は0.76パーセントであり、このままのペースでは、すべてを更新するまでに130年かかる見通しです。国では、回復の兆しを見せ始めた経済成長の恩恵を、地方や中小企業に着実に広げていくとして、成長と分配の好循環の実現のための生活密着型インフラ整備を推進しています。平成29年度水道施設整備予算案には、全国の自治体で老朽化が進み、管路の更新が問題視されている水道施設の水質安全対策、耐震化対策として355億円が計上されています。これは前年度より20億円の増額であり、従前に増して水道管の修繕や改修を担う地域の中小、小規模事業所に経済波及効果が及ぶことが期待されます。

そこで、本市での平成29年度予算案に基づいた水道事業の現状と将来の見通しについて、お伺いします。本市においても平成24年度から平成33年度までの老朽管更新事業計画に基づき40年以上の水道管の布設替えを進めていただいておりますが、管路更新率は何パーセントくらいになるのか、水質の安全を確保する上で急速な更新が必要な鉛管の交換は終えているのか伺います。

また、昨年の熊本地震では、耐震化の必要性が表面化しましたが、管の継ぎ目に伸縮性を持たせる耐震化を今後どのように進めていくのか、あわせて耐震化率はどのようになっているのか、お伺いします。

次に、新たな住宅セーフティーネット制度について。

居住支援としての空き家活用について、お伺いいたします。

政府は、2月3日、空き家を住宅の確保が困難な高齢者や低所得者、障害者、子育て世帯向けの賃貸住宅として登録する制度の創設などを盛り込んだ住宅セーフティーネット法改正案を閣議決定しました。今回の改正案に盛り込まれた新制度は、家主が保有する空き家、空き室を住宅確保が困難な高齢者らのための賃貸住宅として地方自治体に登録、低所得の高齢者や子育て世帯が入居する際、国などが最大月4万円の家賃補助を行う内容で、賃貸契約の際に必要な家賃の債務保証料も最大6万円補助するものです。低所得者は月収15万8千円以下の世帯が対象となります。また、住宅に

関しては、バリアフリー化や耐震改修の費用を国などが1戸当たり最大200万円補助します。法律を所管する国土交通省では、20年度までに登録住宅を17万5千戸に整備する方針です。さらに、円滑な入居を促すため、NPO法人や自治体、不動産関係団体で構成する住居支援協議会の機能を拡充、NPO法人などが住宅情報の提供や入居相談に応じるとともに、家賃の債務補償などのほか見守りサービスの紹介も行います。

法改定の背景の一つとして、高齢者や生活困窮などを理由に民間賃貸住宅への入居を断られるケースが少なくない点が挙げられます。15年度の国土交通省の調査によれば、民間賃貸住宅の家主の70.2パーセントが高齢者の入居に拒否感があると回答、入居制限の理由としては、家賃の支払いに対する不安が61.5パーセントと最も多かったものです。

一方、人口減少などにより、全国の空き家は約820万戸を数え、そのうち賃貸住宅は429万戸に上ります。国土交通省は、この点に着目し、今国会で成立させ、秋ごろからの実施を目指しています。

地方自治体の公営住宅については、応募倍率が高く、全国平均で5.8倍で、公営住宅に入居できない世帯が多い状況にあります。低所得高齢者らの居住支援に積極的に取り組んでいる川崎市は、2000年に全国に先駆けて居住支援制度を創設し、連帯保証人を確保できず入居を拒否される高齢者や障害者らを支援しています。同制度は、借主が市指定の保証会社と契約を結び、月額家賃に共益費を加えた額の35パーセントを2年分の保険料として支払えば、借主が家賃を滞納したときや死亡時に保証会社が家賃などの費用の一部を立て替え払いする仕組みです。万が一、保証会社が借主から立て替えた費用を回収できなかった場合は、市が保証履行額の2分の1を補助、保証会社が間に入ることで家主が安心して契約を結べるようになりました。14年度末までに制度を活用した世帯は、累計で2千173件、うち8割が高齢者でした。さらに川崎市は、昨年6月から、借主が病気や事故に遭った場合には、関係団体と見守り支援を行い、福祉サービスなどにつなげています。市担当者は、行政と民間が情報共有や連携を密にして、入居後の支援にも力を入れたいと話しています。

居住支援としての空き家活用制度の創設は、住宅の確保の難しい高齢者や子育て世帯にとって、追い風になっていくものではないでしょうか。

また、本市の空き家バンク制度の課題として、賃貸に対する需要が多く、需給の不均衡が発生しているとのことでしたが、賃貸の物件がふえることで需要にも応じることができるようになるものではないでしょうか。その際、実際に入居相談に応じる居住支援協議会の存在が重要であり、本市においても居住支援協議会を設置して、ふえ続ける空き家の活用推進と社会福祉の増進につなげていていただきたいものと考得ますが、見解をお伺いいたします。

次に、小・中学校次期学習要領について。

教員へのサポート体制の拡充について、お伺いいたします。

小・中学校の学習指導要領の改定案を文部科学省が公表しました。一般から意見を公募した上で年度内に次期指導要領が告示されます。改訂案では、グローバル化に対応するため、英語を小学5・6年生で教科化するほか、小・中学校ともに討論や発表などを通し、みずから課題を見つけて解決する力を育成する主体的、対話的で深い学びを各教科で導入します。児童生徒の語彙力や読解力アップに向けた新聞、本の活用に加え、論理的な思考力を身につけるプログラミング教育も小学校で必修化します。いずれも基礎的な学力を形成するための学力を維持しつつ、授業の質を高めて思考力や判断力を養うことに力点が置かれています。

次期指導要領は、小学校が2020年度、中学校は2021年度から全面実施されますが、それまでの準備期間が大切だと考えます。とりわけ教員の負担への目配りを忘れてはならないと思います。日本の教員は、授業だけでなく生活指導や書類作成、部活動などを幅広く受け持ち、世界一忙しいとさえ言われています。教員の置かれている現状としては、教員以外の専門スタッフが諸外国と比べて少ない、児童生徒の個別のニーズが多様化しており、教員に求められる役割が拡大、教員の一週間当たりの勤務時間は日本が最長などが挙げられます。次期指導要領が成果を上げる上で、その中核を担う教員のサポート体制をどうするか、この点でチーム学校の視点が大切になってくると思います。チーム学校とは、スクールカウンセラーや福祉の専門スタッフなどを積極的に活用して、学校全体の組織力や教育力を高め、教員が子どもと向き合う時間を確保できるようにする取り組みです。実際、教育立国を掲げるシンガポールでは、教師が授業に専念できるよう、担任教師の事務作業を専門の教職員が代行しています。あらゆる方策を動員し、教員へのサポート体制を拡充していただきたいと

と思いますが、現状として教員へのサポート体制は、どのようになっているのかお伺いします。

さらに、教員のスキルアップも欠かせないと思います。次期指導要領を踏まえた研修の充実も必要になってくるものと思われまます。東京都は、2014年度から都立・公立学校の外国語教員を海外に派遣する研修事業を実施しています。同事業は、中学校と高校の若手教員などを北米やオーストラリアの大学に毎年140人派遣するもので、期間は約3カ月です。派遣先では、最新の英語教授法を学び、指導力や英語力を高めるとともに、ホームステイや現地の学校での交流を通じて異文化への理解も深めます。また、今年度からは小学校の英語教育推進の中心的な教員も派遣対象となっています。

6回目となる同事業の研修報告会が立川市の都立多摩社会教育会館で開催され、270人の教員が参加しました。今回から派遣先で研修の受け入れを担当した海外の大学関係者なども登壇しました。また、報告会では、派遣された教員の研修報告の後、これからの英語教育を踏まえた国際協力の推進をテーマに討論も行われました。

報告会には、海外研修の参加を希望する教員も参加、20代の小学校教員は、実際に研修会に参加した人の声を聞いて、さらに海外で学びたいという意欲が高まったと話していました。

グローバル化に対応するためにも、次期指導要領を踏まえた研修の充実や具体的な実践例の共有などを通して教員の創意工夫を促し、深い学びを生み出す授業の実現を後押しすべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

以上で1回目の質問を終わらせていただきます。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） おはようございます。

進藤議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点は、生活環境の整備についてであります。

平成29年度当初予算は、収益的収支の収入では、料金収入などの営業収益を、これまでの給水戸数及び年間総給水量の推移を勘案し、平成28年度現計予算との比較で1千9万3千円減の5億8千480万3千円とし、収入の合計で4千886万2千

円減の6億4千624万8千円を見込んでおります。支出では、浄水設備及び配水設備などの維持管理費など、平成28年度現計予算との比較で1千717万5千円減の6億4千421万9千円を見込んでおります。

資本的収支の収入では、老朽管更新事業に伴う国の水道施設等耐震化事業交付金のほか、他工事の関連で行う配水管布設替工事の負担金など、合計で4千48万3千円を見込んでおります。支出では、老朽管更新事業や水道施設整備事業など整備計画に基づいた事業費を計上し、合計では前年度とほぼ同額の3億5千520万9千円を見込んでおります。

水道事業では、耐震管への更新とともにサービスの提供に必要な水道施設及び設備の維持、補修費の増加が見込まれるほか、給水戸数の減少による料金収入の減などにより、厳しい経営環境にあります。

今後につきまして、国において老朽化施設の計画的な更新、水道施設の耐震化の推進など、将来にわたり持続可能で強靱な水道の構築を図るための平成29年度予算について審議中であり、その動向に注視するとともに、平成28年度に策定した経営戦略に基づき、老朽化施設の統廃合などの課題解決のほか、料金改定の適切な対応時期の見きわめなど、中・長期的な視野に立った経営基盤の維持、強化に努めてまいります。

次に、管路の更新状況と耐震化の進め方についてであります。

現在、市が管理している水道管総延長は、平成27年度末で451キロメートルであります。平成20年3月の厚生労働省改正省令により、水道施設が備えるべき耐震性能が明確化されたことにより、市では平成24年度から平成33年度までの10カ年計画に基づき、老朽管更新事業を実施しております。

水道管総延長に対し、単年度で更新された水道管延長の割合を示した管路更新率は、平成27年度は0.43パーセント、平成28年度は0.77パーセントを見込んでおります。

鉛管の更新につきましては、平成23年度で布設替えを完了しております。

本市の耐震化率は、平成27年度末で2.6パーセント、平成28年度末では3.3パーセントを見込んでおります。

今後も経営状況を見きわめながら、国の補助事業等を活用し、老朽管の更新と併せ

て耐震化に努めてまいります。

ご質問の第2点は、新たな住宅セーフティネット制度についてであります。

まず、居住支援としての空き家活用についてであります。住宅セーフティネット法と呼ばれる平成19年7月6日に公布施行された住宅確保要配慮者に対する賃貸住宅の供給の促進に関する法律では、国及び地方公共団体は、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等に対する賃貸住宅の供給の促進を図るため、賃貸住宅に関する情報提供や相談の実施等の必要な施策を講じるよう努めなければならないとされております。

これを受けて秋田県では、平成27年12月に県及び県内20市町村、県社会福祉協議会、宅地建物取引業者の団体、賃貸住宅事業者の団体を会員とする秋田県居住支援協議会を設立しており、本市も会員となっております。

この協議会では、住宅確保要配慮者または民間賃貸住宅の管理人に対する情報の提供や円滑な入居の促進及び居住の安定方策に関する事業を行うこととしております。

国土交通省によると、平成28年12月27日現在、全国で63協議会があり、47都道府県と東京都内の7市区、川崎市、京都市、神戸市、北九州市などの大都市を中心に16市区町で設立しております。

住宅困窮者を対象とした市営住宅については、築年数の浅い住宅や船越地区の住宅への応募は多いものの、2月28日現在の管理戸数424戸のうち、老朽化による建替えを要する空き家を除き、10戸が空き家となっております。

また、空き家バンク制度につきましては、市内の空き家等の有効活用を通して交流人口の拡大や定住の促進を進め、地域の活性化を推進するため、賃貸や売買を希望する物件の所有者が登録するもので、現在の登録状況は、賃貸より売買を希望する所有者が多いものであります。

市としては、まずは秋田県居住支援協議会の活動を通して、低額所得者、被災者、高齢者、障害者、子育て世帯等への住宅情報の提供等の支援を図ることにより、空き家の活用推進につなげてまいりたいと存じます。

なお、小・中学校次期学習指導要領に関する教育委員会が所管するご質問につきましては、教育長から答弁いたします。

○議長（三浦利通君） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦君 登壇】

○教育長（鈴木雅彦君） おはようございます。

教育委員会の所管にかかわるご質問にお答えいたします。

ご質問の第3点は、小・中学校次期学習指導要領についてであります。

初めに、教員へのサポート体制の拡充についてであります。

今年度、本市では、特別な支援を必要とする児童生徒の学校生活をサポートする支援員を、全小学校と中学校2校に計15名配置しております。

また、小学校5・6年生の外国語活動の補助としてALT1名を全学級の授業に派遣するとともに、中学校の英語授業には2名のALTがそれぞれ全学級に入り、生徒の英語によるコミュニケーション活動をサポートしております。

このほか、県教育委員会から男鹿東中学校に、生徒指導を円滑に進めるための教員とスクールカウンセラーがそれぞれ1名、男鹿南中学校に、こころの教室相談員が1名配置され、生徒へのきめ細かな支援を行っております。

さらに、コミュニティ・スクールを推進する学校支援ボランティアとして、退職教員を含む地域の方々が外国語活動や家庭科、音楽、クラブ活動への支援を行うとともに、図書の整備などの活動にも積極的にかかわっております。

今年度から、全小・中学校に導入したコミュニティ・スクール制度を契機に、地域の方々が組織的に学校を支援するチーム学校としての体制が整いつつあるととらえております。

次に、次期学習指導要領を踏まえた研修の充実や深い学びを生み出す授業の実現についてであります。

本年2月14日に公表された小・中学校の学習指導要領改訂案では、子どもたちが学ぶことを通じて何ができるようになるかを明確にし、何を学ぶかという学習内容と、どのように学ぶかという学びの過程を組み立て、学びの質を高めていくことが求められております。

学びの質を重視し、子どもたちに求められる資質能力を確実に育む教育課程を編成するために、まずは全教員が学習指導要領改訂の趣旨を確実に理解することが必要であります。次期学習指導要領の全面実施に向け、主体的、対話的で深い学びを実現する教育課程の編成について理解を深め、子どもの学びに向かう力を引き出しながら、

問題発見、解決を念頭に置いた授業が展開できるよう、各学校に実践例を提供していくとともに、県教育委員会との連携を密にしながら教員研修等を通してスキルアップを図ってまいります。

○議長（三浦利通君） 再質問ありませんか。進藤優子さん

○9番（進藤優子君） ご答弁ありがとうございました。それでは、再質問に入らせていただきます。

まず初めに、生活環境の整備ということで、水道事業について、るるお話いただきましたけれども、管路の更新率というのが国平均で0.76パーセントだったので、今この平成28年度、男鹿市においても0.77パーセントということなので、国と同じぐらいの形で進んでいくのかなというふうに今思って聞かせていただきましたけれども、鉛管については布設替えは終わっているということでしたので、健康被害等に結びつくようなことはないのかなというふうに思っております。その部分では安心いたしました。

また、耐震化率も2.6パーセントから3.3パーセントということで、着実に10年間の老朽管事業計画に基づいて進めていただいているのだなという部分ではわかるんですけども、このペースでいきますと、先ほど0.76パーセントだとすべてを更新するまで130年かかるということをお話させていただきましたけれども、10年後の更新率はどこまで進むのかということも、ちょっと気になるようなところでもありますけれども、まず今回いろんな交付金とか使っていただいて、たくさんかかるその事業費に充てていただいているという部分は重々承知の上ですけれども、国の予算が拡大しているということで、その拡大した予算を少しでもいただいて計画を前倒ししながらでも進めていくことができるのか、できないのか、その点についてちょっと意見をお聞きしたいと思います。

人口がどんどん減少していく中で、収益というのはなかなか見込めなくなってきているという部分が現状で、また進んでいくものと思われまますけれども、この人口減少が進んでいって、料金的な収入でバランスがとれなくなってきたときというのは、結局、水道料金の引き上げということにつながっていくのかなというふうなことも考えられるんですけども、そうすると皆様に負担が大きくなっていくということが考えられますので、そうならなければ一番ならないにこしたことはないんですけども、

いろんな時点で見きわめながらという部分になってこようかと思えますけれども、近々というか、水道料金の引き上げを招くおそれはないのかということもお聞きしたいと思えます。

あと、先ほど、地震の耐震化のこともそうなんですけれども、耐震化率も徐々に進んできてはいるようですけれども、最近は本当に熊本地震もそうですし、想定しないような大きな災害というのもし起きるようになってきております。災害時というのは、いろんなインフラ大切ですけれども、水が本当に大切だという、インフラの水道が本当に大切だということになってこようかと思えますけれども、そういった場合、最も大切な水を確保するということが大事になってこようかと思えますので、いざといったときの態勢とかというののももちろん考慮しながらの事業を進めていただいているものだと思いますけれども、そこら辺についてもちょっとご見解をお伺いしたいと思います。

2点目の新たな住宅セーフティーネット制度についてですけれども、居住支援としての空き家利活用ということをお話させていただきました。

今、県には居住支援協議会があって、本市も会員になっていただいているということで、それを通じて居住であったり支援という部分で、これからも進めていくというようなことでしたが、今やはり高齢化が進んでいるということで、自分の持ち家に入っている方々がまず大半であろうかと思えますけれども、単身というか一人の世帯であったりとか高齢の世帯であったりとか、長く家に入っていることによって家が傷んでというか、住めない状況というか、直せばいいことなんですけれども、住めない状況にだんだんなってこようかという方もいらっしゃると思えます。家を直せる資金がある方は、どんどん直していくという形でできると思うんですけれども、独り身だったりということを見ると、その自分の今住んでいる家にも住めなくなる状況が出てくるのかなということ考えたときに、現在、市営住宅へ訪ねていたりした中でも、今この家が住めなくなったら、もう直すことはできないから市営住宅に入りたいなというふうな声も結構現実として聞かれるわけです。そうなったときに、やっぱり住宅には数に限りもありますし、空き家とかいろんな制度を利用しながら、入れる状態になった空き家を提供していくということができていけば、福祉の向上にもつながっていくのかなというふうに思います。今、想定されないというか現状の制

度では、対応できないような事例というのもしろいろ出てくるものではないかなというふうに思いますので、新たに立ち上げて使えるような制度であれば本市でも積極的に活用していくべきではないかなというふうに思っておりますので、そこら辺についても、もう一度お聞かせいただきたいと思います。

教育委員会の小・中学校の教員のサポート体制の部分でございますけれども、本市はコミュニティ・スクールが進んでいるということで、チーム学校としての機能というか、どんどん進んできているのかなというふうな感じでは思っております。先ほど教育長からお話を伺ったら、サポート体制も充実してきているというお話でございましたけれども、初日に教育目標ということで教育長の方からお伺いしましたけれども、その中でも教員の果たす役割は非常に重要であるということをお話いただいております。教職員の研修も本市で開催していくとか、教員に対する充実した部分もございましたけれども、この新たな指導要領の中で、まず一つ英語というものが大きなものになってくるのかなというふうなことも考えております。今、ALTの小学校と中学校にということでございますけれども、英語力を高めていくというそのALTだけでいいのかなというふうな、現場というか直接的な会話とか今、小学校とかでやっている、楽しみながら英語に親しむというふうな形が進められているのかなというふうに思っておりますけれども、英語力というのは非常に大事になってくるのではないかなというふうに考えております。この間の教育目標の中にあつた今回の小学校6年生でしたか、今年度、学力テストで全国平均をやや下回る結果となったというふうなこともございました。これはまた来年度そうなるかという決してそうではないものだと思っているんですけども、いろんな取り組みの中で学力がちょっと下がったというところが、ちょっと懸念されるのかなというのを思いますので、先生であったりとか、指導という部分で、その指導が悪くてそうなったということでは、もちろんないと思いますけれども、いろんな教員の拡充の予算とかもいろいろ出ているものだと思いますので、そこら辺も適材適所にというか、今、配置していただいているんですけども、必要で、ふやせるものであれば、もう少し拡充していただければいいのかなというふうに思いますので、そこら辺についてもお聞かせいただきたいと思います。

先日の新聞に、英語ということ、今、お話させていただいておりますが、中学校3年

生の英語力がバランスに課題があるということでも、文部科学省は24日に、中学校3年生を対象に、英語の聞く、話す、読む、書くの四つの部分の調査結果を公表したんですけれども、中学校卒業段階で英検3級程度以上の割合を50パーセントとする目標を掲げているんですけれども、これで達成できたのは書くということのみであったということです。ほかの3技能については、二、三割にとどまっています、バランスの課題が残っているというふうなことがございました。今も英語を勉強していただいている、その各部分ではということですが、話すとかという部分になると、現状として今、小学校であったり中学校の教員が実際に新たな要領になるまで、まだ時間は確かにあるんですけれども、かかわっていく中で、このバランスを回復というか解決していくようなまい手だてはないのかなと考えたときに、先ほど東京都の部分をご紹介させていただきましたが、実際に生の英語教育の場に、教員自身も触れていくということも非常に大事になってくるのではないかなというふうに思いますけれども、そこら辺についてももう一度考え方をお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三浦利通君） 佐藤企業局長

【企業局長 佐藤盛己君 登壇】

○企業局長（佐藤盛己君） 進藤議員のご質問にお答えいたします。

まず初めに、水道管の耐震化の10年後の更新率ということで、24年度から33年度までの計画では、33年度、4.2パーセントという計画を見込んでおります。

また、国の予算額が拡大されているその対応についてであります。国では29年度、施設設備予算において、水質安全対策、耐震化対策として355億円、前年度より20億円多い予算を今の国会に提出しております。ただ、今、国会では審議中でありまして、この後、この予算が当市に来るかにつきましては、国の動向を確認したいと思っております。ただ、29年度、国・県とのやり取りの中で、その事業費の増加については、今のところ影響は確認されておられません。

また、人口減少に伴います料金改定等が近々あるかということではありますが、市では昨年、28年度から37年度までの経営戦略を策定しております。その中では、想定を上回るスピードで人口減少が進んだ場合、また、施設等の維持補修等が想定を上回るスピードでふえた場合、その場合を想定したものでありまして、今の段階では、

これを超えない場合は、料金改定なく健全経営が進められるものと感じております。

次に、水の確保であります。水につきましては、市民のライフラインを確保するためには、まずは水道管を確保することが大事でありますので、先ほど申しました24年度から33年度までの整備計画のほか、他工事で行っております水道管の布設替工事もございますので、そちらでも耐震化を進めまして、市民のライフラインの確保に努めると同時に、今年度負担をふやさないためにも、優先順位をつけまして、この後も老朽管の更新を事業として進めてまいりたいと思いますので、よろしくお願ひします。

○議長（三浦利通君） 佐々木産業建設部長

【産業建設部長 佐々木一生君 登壇】

○産業建設部長（佐々木一生君） 進藤議員のご質問にお答えいたします。

今回の住宅セーフティーネット法の改正につきましては、いわゆる住宅確保に配慮が必要な方々に対しての住宅を確保するための新たな制度であるということは認識してございます。

男鹿市の公営住宅の状況につきましては、先ほど市長答弁にもありましたとおり、現在もちょっと空きがある状況ではございますけれども、今後の新たなこの住宅セーフティーネット法の動きをですね、恐らく賃貸住宅の状況というのは、各地域によっていささか状況は異なるということは考えられると思いますけれども、今後のこの制度の状況を、まずは見守って需給の動きですとかについては注視していきたいというふうに思っております。

○議長（三浦利通君） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦君 登壇】

○教育長（鈴木雅彦君） 再質問にお答えいたします。

2点ございました。1点目は、教員の拡充、ふやせないかということについてありますが、教員につきましては、義務教育標準法で定数が定められております。このほかに国、そして県独自の方策といたしまして、少人数学習等にかかわる教員を定数とは別に配置していただいております。本市には、今年度8名の教員を配置していただいております。そのほか、教育専門官として算数、数学の教員1名と英語の教員1名をまた別の枠として配置していただいている状況でございます。これ以上の配置に

つきましては、もちろん市単独での配置ということは難しい状況にもありますし、県といたしましても、なかなか難しい状況にあると思いますので、こういった定数とは別に多く配置していただいている教員、専門的な能力を持った教員の方から、いろいろな形で学校の方に出向いていただいて現在授業を進めておりますけれども、やはり先ほど学力向上についてのお話もございましたが、学力向上の要諦は、やはりわかる授業であると思いますので、こういった専門官の方々から学校に回っていただく機会を通して、また、教員の研修を通して質を高めていくというようなことで、この後また進めていきたいと思えます。

もう一点は、教員の生の英語に触れる機会をふやしていけないかということでございますが、本市の場合、国際教養大学との連携を通して、子どもたちはもとより英語の教員についても国際教養大学の留学生と触れる機会もございますし、国際教養大学の先生から学校の方に来ていただいて小学校の外国語活動を指導していただいておりますので、来年度以降も国際教養大学との連携を通して先生方、そして子どもたちが生の英語に触れる機会をできるだけ多く持ちながら、話すことについての力が高まるように連携を通してまた工夫、改善をしていきたいと思えますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） さらに質問ありませんか。進藤優子議員

○9番（進藤優子君） ありがとうございます。

水道の事業については、更新を進めていただいているので、今後についても計画的な整備をしながら、人口減少社会とか頻発する災害に対応できるような維持管理を進めていただきたいと思います。

ただ、その水道事業について、いろいろ何かあったときに対応していただける方とか、技術であったりとか、いろんなそういう方々というのにも必要になってくると思うんですけれども、そういった方の人材育成って市が直接的にかかわっていけるのかどうなのかですけれども、そういった形で何かかわりを持っておられるのかどうなのかについても一点お聞きしたいと思います。

あと、学校の方ですけれども、先ほど一点ちょっとお聞きするのを忘れてしまいました。東中の方には生徒指導ということでスクールカウンセラーが1名、南中ですか、相談員は1名ということでございましたが、これ以外の学校というか、回って歩

くような形になっているのか、これ以外の学校には、こういった方々は置かなくても大丈夫なのか、また、置けるものでしたらみんなの学校に置いていくというふうな考えがあるのかどうなのか、その点についてお聞かせいただきたいと思います。

○議長（三浦利通君） 佐藤企業局長

【企業局長 佐藤盛己君 登壇】

○企業局長（佐藤盛己君） 水道事業におきます人材の確保であります、昨年度作成しました経営戦略にもうたっておりますが、水道につきましては、やっぱり長年の経験がものを言う職務だと思っております。企業局としましても、専門的な技術、知識を習得するために、かつ多様な課題とかニーズ等もございますので、その人材を育てるため、各種研修会等には積極的に参加していたことと、人事交流につきましても、そこら辺の配慮をお願いしているところでございます。

○議長（三浦利通君） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦君 登壇】

○教育長（鈴木雅彦君） ただいまご質問のございましたスクールカウンセラーと、この教室相談員の配置であります、両方とも県の事業であります。東中と南中に配置しておりますけども、スクールカウンセラーにつきましては、配置している東中を担当するほかに、必要があれば配置されております中学校区内の小学校とあわせて担当することができるという規定になっております。

それから、こころの教室相談員については、その学校での生徒の悩み等について相談するという配置形態になっておりますが、要望があれば東中なり南中の方に直接保護者なり児童生徒が出向いて相談を受けるということは可能でありますので、これ以上ですね専門の方を配置するということは難しい状況にありますので、東中と南中に配置されておりますスクールカウンセラー、こころの教室相談員を、ほかの学校でも必要に応じて使える態勢は整っておりますので、各学校の方にももし希望があれば活用していただくように連絡しているところであります。

○議長（三浦利通君） 9番進藤優子さんの質問を終結いたします。

○9番（進藤優子君） ありがとうございました。

○議長（三浦利通君） 次に、8番安田健次郎君の発言を許します。8番安田健次郎君

【8番 安田健次郎君 登壇】

○8番（安田健次郎君） おはようございます。私からも傍聴席の皆さんには、大変御苦労さまでございます。

市長におかれましては、先ほどの進藤議員もお話しましたように、この2期8年間にわたる市政にご尽力なされたことに対しては、敬意を申し上げたいと思います。

あと間もなく、こうした一般質問での質疑のやり取りというのはできないわけがありますけれども、きょうそういう意味では最後のご答弁ということで、改めてよろしくお願ひ申し上げたいと思います。

前段、若干申し上げさせていただきますけれども、今、国会では、共謀罪、そして自衛隊の派兵を巡って大変な状況にあります。この間、安倍内閣の暴走政治は、まさに私から言わせますと、反国民的な非常に凶暴な危険な政治だと言わざるを得ないと思います。一昨年以來、いわゆる集团的自衛権行使の容認、そしてまた、戦争法と言われる安保法制、そして特定秘密保護法、さらには盗聴法の適用の拡大など、まさに自由と権利を侵害し、物を言えないような、そういう監視社会をつくるようなことを想像させる、そんな動きが加速しているのではないかと考えています。

一方、そのための教育の分野でも、主権者教育や歴史的な教育への攻撃、そして道徳の教科化、そして教科書制度の改悪など、目に余るものがあります。またさらに、教育内容と教育現場への権力の介入が相次いで報告されています。全国学力テスト体制の強化、人事評価を通じた教員の統制、そして教育委員会制度の改悪なども、まさに深刻な状況であると言わざるを得ないと思います。まさに私から言わせますと、戦前を思い出させるような恐怖感を感じる、そんなことが他の方々からも言われておりますけれども、私も実感する思いであります。

そしてまたさらに、T P P協定も年金のカット法案も、カジノ解禁推進法なども強行し、まさに三権分立も議会制民主主義も破壊する究極のモラルハザード政権の姿ではないでしょうか。

私はこうした政治状況を質し、国民、そして市民本位の政治が行われることを願ひ、質問をさせていただきたいと思います。どうぞよろしくお願ひいたします。

最初に、きょうの新聞にもありましたけれども、財政は国の鏡の映しだとも記事がありましたけれども、私は前々から、税は政治を映し出す鏡だというふうに言われておりますけれども、まさにそのとおりだと思っています。

我が市の市税は、今現在、年々減る一方でありますし、依然として滞納や未収問題があります。そして、財政の困難さの大きな一員となっているわけでもあります。ここでも、私は税と財政のあり方で、若干国の方向を批判させていただきますけれども、国の予算で今年度の平成29年度の防衛費が全国の農林予算の約2倍にもなる5兆円となる予算総額であります。さらに今後5年間で35兆円とも言われますこの国防費、大変な状況であると言わざるを得ません。

一方、法人税は私方小さいときは45パーセントもあったとっておりましたけれども、今はもう既に、35パーセントぐらいあったと思いますけれども、現在はもう30パーセント弱になっている。さらに財界に推されて25パーセントにまで引き下げよという流れになっていると思います。

一方、そういう状況の中で、福祉や所得の拡大が広がりつつあり、大変な市民の状況であると思います。そういう点で、まずこの税金の問題について質問させていただきますけれども、ことしから御存じのようにマイナンバーの提出が求められているわけでもありますけれども、市の申告通知、そして1月号に出されました用紙の中にも、ことしからは折り込まれましたけれども、その用紙にもナンバーの記入が必要であると記載されております。これは私の本人の意思であって、必ず記入しなければ受け付けられないということではありませんし、国でも税務署でも、そして厚生労働省でも、ナンバーはなくても受け付けると言ってあります。そして、決して義務ではないという答弁をいただいておりますけれども、私たち農民組合の交渉でも明らかになっているわけであります。

今現在、申告が始まっておりますけれども、その点について、マイナンバー制度について、どんな対応をしているのでしょうか、まず初めに伺わせていただきたいと思います。

小さな二つ目であります。第2に、ことしのことはいませんが、昨年の例として申し上げますけれども、申告の受付者が今ごろになりますと相当数の方々が受付をやっておりますけれども、そこに対応する人によって必要経費の認め方が違うという報告が何件かきょねんはありました。具体的には、どの項目までというのは後ほど委員会等でも質問させていただきますけれども、いわゆる第1次産業的な農業や漁業や商工業、この職種にかかわる経費のあり方について、それぞれ応用の部分がたく

さんあるわけでありますけれども、この点については、どう取り扱い、なぜそういう現象が起きるのか、具体的な指導などはなされているのかどうか伺わせたいと思います。

それから、申告書の、きょう持ってきておりますけれども、領収書のないものは認めませんという断じた書き方がなされていますけれども、先ほどちらっと言ったように、いわゆる応用的な部分があります。その中で領収書が認めないということになりますと、年間を通じた経費というのは、それなりに見えなくなっている。どうしてもまた領収書の必要でない経費が多々あるわけであります。雑費として扱うという方法もあるわけですが、しかし、対応の仕方によって市民の方々が市役所に申告に行って、領収書がなければ認められないという書き方をされますと、もうあきらめてしょうがないという考え方にならざるを得ないと思いますけれども、ああいう記述というのは正しいのかどうか伺わせたいと思います。

三つ目には、何年か前にも指摘させていただきましたけれども、依然としてまだあの申告用紙の旧態依然の用紙が使用されておりますけれども、その申告用紙をもとにして、郵送しても構いませんし、受付しますって書いてありますけれども、あの中で市民が申告記入する際に、とてもじゃないけれども、小さいのは細いペンで書けばいいわけだけれども、項目そのものが非常に少なくなっています。そして、いろんな注意事項についても、他市ではもっとB3というのかな、もっと2倍ぐらいの大きな用紙が使用されておりますけれども、どうして市民が気楽に申告できないような用紙を使用しているのか、そしてまた、改善する必要があるのではないかと思いますけれども、いかがでしょうか、伺わせたいと思います。

それから、四つ目ですけれども、通告の文面、多少省略しました。

四つ目ですけれども、去年の税法の改正で、主に農林漁業に携わる職種が多いと思いますけれども、隔年の経費としない減価償却費扱い、法律が改正されて、ことしから軽トラックや農機具やいろんな小さな機械とか動力機械が増税になるわけでありますけれども、何年か前からこの提出が求められておりますけれども、きょうねんも質問したんですけれども、果たして正確な把握ができるかどうか、この点について伺わせたいと思います。そして、ことしも改めて提出を2月1日まで求めておられるようでありますけれども、どの程度記入して提出されているのか伺

わさせていただきたいと思います。

そして、まだ慣れない要請でありますけれども、価格までの分を書くのかなど、不慣れな方が結構おりますけれども、その点については、どうこれから対応なさるのかも伺わさせていただきますと思います。

税の問題の最後に、市と市民の関連で伺わさせていただきますけれども、市長の政治姿勢の最後の見解を求めたいと思います。

今、問題になっております所得税法第56条が、廃止を今求めるという陳情書が各自治体で採択されておりますけれども、この56条というのは、全く家父長時代の、前封建的なそういう制度だと思いますけれども、この廃止を求めることについてのお考えを市長としてどう考えているのか、伺わさせていただきますと思います。

次に、福祉対策について伺わさせていただきます。

福祉の充実した自治体や地域が住みやすい条件の一つとして明らかになっておりますけれども、基本的には職場の問題、給料の問題、これが基本ではありますけれども、当市は、今、移住や定住対策が取り組まれております。その中で特にこの福祉の問題について重要な対策が迫られるのではないかというふうに考えています。

今、市のアンケートにおいても、去年のアンケートです。それにおいても、福祉の充実を求める市民の願いが多々ありました。誰もが男鹿の自然的な条件を含めて、できれば住みたい、住みたいという意思が明らかになっているわけであります。

私は、そのためだけではなくても、誰もが求める市民の願いにこたえる市政、先ほど言ったように財政のあり方が、市民の政治の鏡だという話をしましたけれども、まさにそういう点で福祉の充実がこれから重要な問題になると思って質問をさせて、取り上げてきたつもりであります。

一去年の議員研修の移住・定住施策の進んだ研修をするということで、大分県の豊後高田市を視察することがありました。さすがに全国的に有名なだけあって、去年の11月にも住みたい田舎での上位にランクされた詳しい新聞記事がありました。いろんな対策があります。すべて紹介するわけにはいきませんが、移住・定住のための135の支援のメニューがあります。また、前回取り上げましたが、隣の潟上市の例などもありますし、今回も参考にさせて、以下いろんな要求質問をさせていただきます。

その前に、潟上市の例をちょっと参考のためにご答弁をお願いするために申し上げますけれども、あの新庁舎を建てても県内トップの福祉対策を講じていても、健全財政を保つ、特に追分地区では、もう500世帯も定住が促進されていると、ふえているという報告がありました。人口増につながっているわけでありましてけれども、一方、合併の関係で潟上市は昭和町の方が減っているようでありましてけれども、近郊のいわゆるベッドタウンとして福祉が充実している部分も含めて、ふえているということをお願いしたいと思っております。

そこで、以下、いろんな他市の例を引き合いに出しながら質問させていただきますけれども、一つは、検診後の再検査が必要となった場合、この検査費用についての援助が考えられないのでしょうか、質問いたしたいと思っております。

二つ目には、前に他の議員も何年か前ですけども要求質問がありましたけれども、ピロリ菌検査への費用の援助でございます。この点ではどうなのか、お伺いさせていただきます。

そしてまた、子どもの予防接種、特におたふく風邪、ロタウイルス、ロタリクス、いわゆるロタ関係のウイルスなどへの補助と、そして水ぼうそうのこの負担が相当大変だそうでございます。これらの援助が、お母さんたちから寄せられておりますけれども、市としては考えられないのでしょうか、伺わさせていただきます。

さらに、子どもの歯の健康のために、潟上市で行っておりますけれども、フッ素塗布の補助、これらも検討に値するものではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

それから、三つ目には、火葬費用への無料化であります。これも潟上市ではやっております。過去には合併された飯田川町、あそこは無料だったんですけども、せめて男鹿市民だけでも対象として、この火葬の無料化についても検討に値する課題ではないかと思っておりますけれども、いかがでしょうか。

括弧で言えば四つ目になりますけれども、出産祝金なども人口増対策として、潟上市では3人、4人になりますと30万円、5人になりますと50万円という、そうした補助制度がありますけれども、市としてこれらも見習いながらも進めていける施策ではないかと思っておりますけれども、考え方をお聞かせ願いたいと思っております。

最後の質問になりますけれども、先ほど子どもの教育の問題ありましたけれども、

私は貧困対策法にも、この間質問しましたけれども、それに基づく意味でも、今後のこの学習のための貧困家庭への学習支援の対策を講じる必要があると思いますけれども、いかがでしょうか、1回目の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 安田議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点は、税金についてであります。

まず、確定申告書へのマイナンバーの記載についてであります。所得税法第120条第1項及び同法施行規則第47条第1項第1号の規定により、確定申告書にはマイナンバーを記載しなければならないとされております。

あわせて、申告書を提出する際には、マイナンバーカード、または通知カード及び運転免許証などの本人確認書類の写しを提出していただくことになっております。

ただし、ことしの申告にあっては、マイナンバー確認の1回目にあたることから、国からの指示により、記載できなかつたり、写しを持参できなかつたりした方については、来年からマイナンバーの記載と本人確認書類の写しを添付するようお願いし、受け付けております。

来年の取り扱いについては、ことしの状況を踏まえ、秋田北税務署地区税務協議会の場などで対応を協議してまいります。

次に、控除される経費の取り扱いについてであります。申告期間が始まる前に同協議会の確定申告研修会に参加するとともに、税務課独自の勉強会を開催しております。

また、受付時に疑義があった際には、市県民税の担当者に確認を取り合うようにして統一化を図った上で、申告される方から個別具体的に内容を伺いながら経費の算入を行っております。

支払いの事実については、領収書によって確認することが原則であります。農業協同組合の購買取引実績表など挙証性が認められるものについては、算入しております。

次に、市県民税の申告書の大きさについてであります。行政文書の用紙の規格については、国において平成4年11月に行政文書の用紙規格のA版化について各省庁

の申し合わせが行われ、平成5年度から順次実施されてきました。

また、県においても平成8年度からA版化が進められてまいりました。

これを受け、男鹿市においてもA版化に対応してきたところであります。

所得税の確定申告書の規格はA4版であり、これと大きさをそろえることが文書管理事務の効率化にもつながると考えております。

なお、県内24市町村についても、本市同様、A4版であると伺っております。

次に、償却資産の申告についてであります。

今年度は、市内に償却資産を所有する1千121人から申告があり、このうち315人、約226億円の資産に対し固定資産税が課税されております。

申告については、償却資産課税台帳に登録されている方には、前年度の内容を印刷した申告書を送付しているほか、市広報12月号において10万円未満の資産で一時に必要経費として計上されるものなどは対象とならないことを掲載しておりますが、来年度に向け、よりわかりやすい上限について検討してまいります。

次に、所得税法第56条に対する見解であります。家族関係や納税者意識が変化する中、さまざまなご意見があり、各地で陳情が行われていることは承知しております。

一方で、同法第56条を補完する形で第57条が設けられ、青色申告者については、生計を一にする親族への給与の必要経費の算入が認められ、その他の白色申告者については控除の特例が設けられております。

親族間の取引については、租税回避の目的から、恣意的な所得分割が行われる可能性があり、記帳・記録に関し、税務署長の承認を受けた青色申告者について経費の算入を認める現行制度には、一定の合理性があるものと受けとめております。

事業活動を行う限りは、経営管理のため、記帳・記録を行うことが必要であり、また近年は、情報技術の進展により、それほど困難を伴わずに記帳ができるようになっております。

こうしたことを踏まえ、国において税制等の各種制度のあり方について、今後とも検討を進めていくと思われまますので、その動向を注視してまいります。

ご質問の第2点は、福祉対策についてであります。

まず、検診後の再検査への援助についてであります。

市では、検診の結果、再検査が必要となった方には、精密検査依頼書を発行し、検診結果説明会等において個別に医療機関の受診や再検査を勧奨しております。

また、再検査を受診していない方には、検診業務を委託している秋田県総合保健事業団と情報の連携を図り、電話などにより、きめ細かな再検査の勧奨を行う体制をとっていることから、本市のがん検診の精密検査受診率は、県平均を上回っております。

市では、今後とも疾病の早期発見、早期治療を進めるため、確実な受診につながる勧奨を軸とした取り組みを行うこととしており、再検査の援助については考えていないものであります。

次に、ピロリ菌検査や子どもの予防接種などへの補助についてであります。

まず、ピロリ菌検査への補助についてであります。

厚生労働省が設置したがん検診のあり方に関する検討会では、ピロリ菌感染は、胃がんリスクの一つと考えられるものの、胃がん死亡率の減少効果を示す科学的根拠がないことから、有効性について引き続き検証が必要であり、ピロリ菌検査は自治体が行う対策型検診としては、現時点では推奨しないとしております。

このことから、市では、今後とも国の動向を見きわめてまいりたいと存じます。

次に、子どもの予防接種への補助についてであります。

水ぼうそう予防接種は、平成26年度から予防接種法施行令で定める定期予防接種となり、接種費用の全額が公費負担となっております。

おたふく風邪及びロタウイルスの予防接種については、希望者が各自で受ける任意接種であり、行政が勧奨する予防接種として位置づけられていないものであります。

今後、他市の取組状況も見ながら研究してまいりたいと存じます。

次に、子どものフッ化物塗布への補助についてであります。

市では、子どもの歯の健康づくりへの取り組みとして、平成25年度から2歳児歯科健康診査対象時にフッ化物塗布券を交付しており、指定医療機関で1人につき3回のフッ化物塗布を無料で受けられるようにしております。

また、これに加えて、平成27年度からは3歳児健康診査対象時にもフッ化物塗布券を交付しております。

これらの取り組みにより、フッ化物塗布券交付事業を開始した平成25年度には、

33. 9パーセントであった3歳児の子どものお歯罹患率は、平成27年度には28.5パーセントに減少しております。

次に、火葬費用の無料化についてであります。

県内の公営斎場で域内住民の火葬使用料を無料としている斎場は10団体、有料が6団体となっており、本市においては、大人1万円、子ども6千円を負担していただいております。

平成27年度決算の斎場費用は、光熱水費や人件費、施設の老朽化による修繕料などで約2千900万円と多額の経費を要しており、約460万円を市民の方の使用料で補っている状況であります。

これから先の斎場運営を考慮すると、市民の方に経費の一部を負担していただくことは必要であり、現時点では、住民の火葬費用の無料化は考えていないものであります。

次に、出産祝金についてであります。

市では、少子化対策の一環として、生まれた子どものすこやかな成長を支援するため、第3子以降の新生児を出産した方に、子ども1人につき10万円を支給しております。

支給実績につきましては、平成26年度は23件、平成27年度は22件となっており、今年度は24人を見込んでいるところであります。

子どもを産み育てやすい環境づくりのためには、さまざまな施策を組み合わせ、継続した支援の充実を図ることが重要であります。市では、妊娠から出産、子育て期における相談窓口を一本化し、切れ目のない支援を行うため、おがっこネウボラを設置し、子どもを産み育てやすい環境づくりに取り組んでおり、出産祝金制度の見直しについては考えていないものであります。

次に、学習支援についてであります。

9月定例会でもお答えいたしておりますが、市では、要保護及び準要保護児童生徒を対象に、学用品費、給食費、修学旅行費、生徒会費等の援助を行っているところであります。

新たな支援につきましては、今後策定を予定している仮称子どもの貧困対策に関する整備計画の中で、可能な施策を検討してまいることとしております。

○議長（三浦利通君） 再質問ありませんか。8番安田健次郎君

○8番（安田健次郎君） 税金のことで再質問させていただきますけれども、マイナンバーの問題ですけれども、確かに国の方針だと。ことしになってから初めてこの対応の仕方について政府の見解が変わったんですね。それまでは、やっぱりどうしても義務づけだというふうな進め方で、それに基づいて市でも実施したと思うんです。それがどうも全国で2割より進まないということから、それぞれの各省庁で検討した結果、ことしについては無理強いをしないというのが全部の各団体への通知として出されていますよね。例えば商工会とか、我々農民組合、そういう点では確かにことしの場合は質問しますと、ことしは無理してやらなくてもいいのかなとは思っただけけれども、そもそもこのマイナンバー制度というのは、今回の議会にもあるんだけれども、何のためにやるかという点で利点が一つも示されない、簡単に言いますと、一般市民から言いますと、何の恩典もないのに、なぜこんなに金をかけてやるのかなという不満があったんですね。そういう点では、どうも市長のご答弁だけを聞いていますと、国の動向に、流れに沿ってやるだけの問題であって、本来、個人情報保護、男鹿市民の個人情報をどうやって確保するかという観点に立つとすれば、あえてわざわざ文書でマイナンバーを記入しなさいという書き方をしなくともいいはずだったんじゃないかと思うんですね。でもやっぱりそういう流れの中で、きょねんの国の方向に基づいてやってしまったと思うんだけども。字句が書いたか書かないかは別としても、申告の際に記入しなくてもいいものを、わざわざやらなきゃならないという書くその姿勢ね、これがやっぱりもっと注意してやるべきじゃないかなというふうに私は思ったんです。みんな問い合わせが一杯あったと思うんだけどもね、書かなきゃならないのでしょうか、それ出したほかに身分証明書を出さなきゃならないのでしょうかという問い合わせが結構あったんじゃないかと思うんだけども、現場で、申告の会場で、そんなことに対しては相当念入りに注意をしているようで、それはそれで結構だと思うんですけれどもね、そもそも最初からこのマイナンバー制度については、市民的な立場からいくと、あえてこれからの申告の際には必要でないということであれば、無理強いはしないということにすべきでないかと思うんだけども、いかがでしょう。

それから、必要経費の問題です。

前もって北税務署とも協議しているでしょうし、税務署の方の指導を受けているか

わからないけれども、いずれ担当者が行って研修をして、そしてまた部内で、庁舎内でそれぞれ検討しているとは思っただけども、しかし、そうは言っても現実に違いがあるというのは、私の耳には具体的な話が一杯入ってます。入ってきたんです。

一例を挙げます、わかりやすく。きょねん、五里合の人です。トラブルが起きて、2町歩しか田んぼがない人だよ。80歳。申告で、何ていうかな、行きがかりって言えばいいかな、まあまあ言葉の使い方、私のように下手な人もいるでしょうし、さまざまだと思うんだけど、たまたまそんなことでぎくしゃくしちゃって、やめちゃったと、申告しないで帰ったと。腹くそ悪いからということで税理士に行ったんですね。税理士の方、ちゃんとやってくれたんだけど、幾ら取られたって言ったら3万円取られたっていうんですよ。普通、我々農家やっているのとわかるとおり、2町歩クラスの農家でね、すべて、そんな大きい農機具も何も前々からない方が、そんなにトラブル起こすだけの所得あるわけない、普通常識なんです。担当の方わかんと思うんだけど。今、現実に農家の所得税を納める方が非常に少なくなったということも含めて消費税が1千万円まで引き下げられた経緯があるんです。ですから、今、規模拡大している農家というのは、所得税は掛けれないんだけど、赤字には消費税はかかりますから、1千万に引き下げられた中小業者と、農家とか漁業者というのは、非常に困難が伴っているわけだけども、そういう事件がある。さっき委員会でも後でまたという話もしたんだけど、若干もう少し言わせてもらいますけども、いわゆる接待交際費、雑費のとらえ方、それから研修費、こちら辺は非常に領収書の少ない分野なんです。作業委託費とか。私は現場主義者というか、机上のプランよりも現場が真実だという考え方を持っているわけだけども、領収書が必要でない部分というのは結構、現場に携わっている人はあるんですよ。それを領収書がないから認められない、人によって研究費は否定されるということになりますと、農家だって漁業者だって研究とか研修は必要な部分あるんですよ。そういうのが領収書がないから認められないということでは、ちょっと非民主的というか、税務上の関係からいけば気になるなという問題だと思うんです。もっと税収を引き上げなきゃならない、男鹿市の財政大変なんです。正しく申告してもらって、もっと税収をふやさなきゃならない、未納なんてなくさなきゃならない。そのためにもね、正しい民主的な申告の方法、これを追求すべきじゃないでしょうか。その方がむしろ中身わからなくてね、不

正な申告するよりは、その方がずっと正しいと思います。

もう一つ、定住・移住の問題も絡めて、そういうところにもトラブルを起こすと、こんなところにいたくないという話まで出てくる可能性があるんです。

だから、福祉の問題にもつながるけども、だから、すべからくこう何ていうかな、国の方針、後で言うんだけども、法律が、我々から言うと市民的でない部分がね、あるんだけども、市長はどうしても、さっき私、安倍内閣の暴走政治言ったんだけども、そういう立場に立つんじゃないで、できる限りそういう国の法律であったら、マイナンバーであろうと税務の必要経費のあり方であろうと、申告用紙であろうと、市民の人方が使いやすい、申告しやすい、そういう民主的な方法に変えて、寄り添っていくというかね、そういう姿勢が必要なんじゃないでしょうかと私は思います。だから、次の用紙の問題でいきますと、これ男鹿市の広報1月号です。ここに入ってきた。A4でみな統一したという、これは国でペーパーの経費の引き下げということでやったと思うんだけども、これだと税務課長わかると思うんだけども、必要経費の書き方で、普通、税務署に申告するのは20項目あるんです。これ幾らあると思いますか。11項目、空欄があって二項目加えられるんだけども、税務署の場合は4項目加えられることによっても20項目あるんですよ。それだけ経費、税務署では認めているのに、市の申告用紙では書き切れないと私は思うんです。これ、どこへ書けばいいのか、どうやって伝えればいいのか、どうします。これ、今調べられて、県内減ってきたんだけども、過去には秋田市もみな大きな紙を使っていました。非常に書きやすいって喜んでます。こっからもね正しい申告にならない要因があると思うんですね。これは絶対、もしA4で統一するんだったら、もう一枚加えればいいだけだ。その予算というのは、そんなにかかりますかね、このA4の紙。アマノで買えば2千枚で230円で買えます。だからね、それよりは用紙の経費をケチるよりも、国の方針だろうが、むしろ正しい申告をするための手だてというのが、思いやりのある申告業務じゃないでしょうかということなんです。用紙の問題で言えば。

もう一つ、領収書のない場合、それは原則ですよ。領収書がなければ根拠がないわけだから認められない。でも、応用の問題はどうしますかという質問しているんですよ。普通、タクシー乗ったりすると領収書もらえない。それから人を雇う場合ね、なかなか領収書もらいにくいという問題もある。それから、なくする場合、結構1年

間っていうのはね、事業者っていうのは、細かい領収書が結構あるんですよ。マックスバリュ行ったり、ホームックとか、そういう日用品雑貨の大工用具のお店に行っ
ね、そんなのときどきなくする場合も結構あると思うんですね。よく私方相談受け
るんだけど、なけりゃどうするかっていう問題なんですよ。税務署に申告に行き
ますと、ケースバイケースっていうかね、当然、稲を作る場合、無肥料でやる人もい
るかもしれない。しかし、肥料はあるよね。先ほどJAの購買明細によって認めてい
る。そのとおりです。それは肥料とか農薬とか大まかなやつはある、トータルで。で
も、農協から買わない人も結構いる。このごろはね、コメリから買ってる人がものす
ごいんですよ。現場では。必ずしも農協がベストではない。だからね、そういう点を
どう取り扱うかというのは応用の問題があるんじゃないかという質問なので、この点
については、きちっと答えていただければなというふうに思います。

それから、市長の国税通則法56条の見解、57条では収入等については控除の適
用をね、いろんな要因があると。それは確かに白申の場合の所得控除とか専従者控
除、白申と青申は違いますよ。10万円と56万円。普通この56条は何を意味して
いるかという、おやじが働いて奥さんだから同じかまどじゃないかと、昔の家父長
時代の法律なんです、この56条だけは。税法、しょっちゅう変えられてきたんだけ
ども、ここだけは頑固に変えてないんですね。こんな古いね家父長時代の封建制の、
いわゆるお上で賦課制度でしょう。今、税金というのはね、国税通則法第16条、
ちょっと読み上げますけども、自主申告が立て前なんです。納付すべき税額が納税者
のする申告による確定することを原則とする。いいですか。その申告がない場合、ま
たはその申告に係る税額の計算が国税に関する法律に従っていない場合は、頭っから
賦課することができるという国税通則法ですよ。原則は自主申告なんです。だから、
そういう立て前からいくと、今の家父長時代とかね、そういう、奥さんの申告はね、
私働いてるっていても認めなけりゃいけないのは当たり前だと思うんですよ。お父
さんが働いて、その給料でお母さんが食ってる。ここに矛盾があるんですよ。さっき
言った農業所得の場合とか、事業専従者の問題で。白申の場合は10万円、青申の場
合は56万、これを認めることがあって、なぜ普通の店屋さんとか何かで奥さんが働
いているのに、その配偶者控除の38万しか認めないのかと。特例はあるんだけど
も、そういう法律なんだと、なぜ私質問に加えたかという、こういう非民主的な法

律がまだあるんだと、税務上ね、こういうのを質していかないと、どうしても税金問題では何年たっても矛盾が噴出して、あれこれトラブルになるんですよ。非常にさっき言ったように、税はその政治の鏡だと言ってますけどもね、財政も国の予算の鏡だとも言われます。そこを、これからの市政でどうしなければならないかということ、あえて税金を通じて私は最後の56条で姿勢を問うているんです。私そこで言いました。最後には市長の政治姿勢ですと。そういうところをやっぱりちょっとずつでも変えていかないと、なかなか大変でしょう。実際、私なんかよりも当局の担当者が大変なんでしょう。今度、市でも独自の徴収班をつくるわけでしょう。それよりは徴収班を、室を置かなくても、税金というのはみずから納めることなんだと、自分の経費は自分で計算して、自分でこれだけ税金で納めるんだというのが戦後の税制なんですよ。法律で書いてある、憲法で規定された国税通則法第16条に書いてある。だから、そういう点でも、もう少し税金の関係でいけば民主的なやり方を、私はしていかないと、いつまでたっても男鹿市は人口減少、民主的な市政から遠ざかる懸念をします。少しでも改善するところがあれば改善していければなと思うんです。

これ、マイナンバーの根拠も全部あります。この間、私も会員になってるんだけど、民主商工会。交渉しました。答えは全部書いてきたんだけどもね、これ国の関係の文書だけでも。

次に福祉の関係で、これ、申しわけないけども私、調査不足で、市で取り組んでいる部分については、確かに下調べが悪かったというか、やってなかったかなと思ったんだけど、例えば水ぼうそう、この間、この質問やる前に何人かから相談受けて、水ぼうそう1万円かかるって言われたんですよ。あれっと思って今やったら、いわゆる予防法で全面補助してる、無償でやってるということなんで、これは大変失礼しました。私はお母さん方の声を真に受けて言ってしまったわけだけども、ピロリ菌もそうですね。ピロリ菌は確かに誰かが質問した際に、国の曖昧な部分があって、まだもう少しって、状況を見ましようということになっていました。それも今、思い出しましたので、大変恐縮しました。

ただ、検診への補助とかこれは、ちょっと自分のことを言えば恥ずかしいんで、私もまだ検診受けてなくて非常に心苦しいんだけど、進んだ市政というのは、人が住みやすい不満の出ない市政というのはね、こういうところにも、よくやってるなと

いうと、ほかの市よりはいいのかなという感じを受ける。なぜ潟上市が人がふえるか、単なるベッドタウンだ、工場が多い、雇用場所が多い、それだけではない部分が、私はこの福祉の問題であるというふうに思っている。皆さん、お母さん方と、若いお母さん方とそれぞれ、私には嫁さんがいるから、よくそういう話聞くんだけど、その声からいうと、こういう子どもに関する要望というのは、ものすごく出るんです。だからそういう点では潟上市の方、調査させてもらいました。この間行ってきたら、あのぐらいの建物が建っても財源どうだと聞いたら、いや、公債費比率も男鹿市よりずっと断トツでいいんだよね。そういう点でね、いろんな福祉が進んだことによって、潟上市は間違いなく人口増になってきているということ、よく市長のお答えでね、他市に見習ってもう少し検討させてもらう、今、福祉の問題、ほとんどキャンセルされたんだけど、例えば塗布の問題でも、3歳まで今度やるっていうことなんだけど、これもっと引き上げたっていいわけでしょ、小学生、健康の専門的でないから、ちょっと間違ったらすみません。3歳だけじゃなくて、もっと上の年齢までやったら差し支えないですよ。歯の健康のよさってというのは、もう十分承知でしょうけれども、そのための子どもころからの歯の検診も必要なんじゃないかなということなんです。こちら辺はもう少し検討に値するんじゃないかなと思います。

それから、子どもの貧困対策、ちらっと準要保護のね、これは法律に基づいた準要保護の手だてです。これ当たり前です。今度またもっと緩和されて、修学旅行だとかPTA会費だとか、いろんなところまで準要保護については手だてをせざるを得なくなっているわけだけどもね、今の現状では。あともう一つもっと進んでいけば、先ほど教育委員関係でいろんな学習指導やっていると言うんだけど、いわゆるこれも例を言います、わかりやすく、時間がないので。潟上市の場合、公民館を借りて、先ほどボランティアを募って教育学習やってるって言ったよね、ああいうようなやつなんです。公民館とか、各地域に集まってもらって、学童保育とか、そこに集まってもらって無償で指導してくれる先生とかいろんな手だてをする人を募集して、無償で教えてあげるといことなんです。やり方はいろいろあるんだけど、今、天王では学力の検査をしたら、やっぱり低所得者層の人が非常に学力が下がっているという、そこに目をつけたそうです。だからね、今もう金の時代だということも一方で言われますからね、格差があるわけだから。私はいつも言うんだけど、お金があれば病気

をしたってヘリコプターで東京に行けるんですよ。しかし私は、お金がない困った人方を、どうやって引き上げるか、この水準を上げることによって、その市が住みやすいか、住みにくいかって建議なんですよ。そういう点ではね、そういう学習支援もね、もっとやらないと、いずれ教育の機会を失って、将来、総理大臣になるような人が、学習不足でなれなかったなんていうことが、あり得ないかも、いろんな例としてあるかもしれないんだけどね、その意味で、これ今ちょっと冗談を含めて言いましたけども、そういう手だてもやっているところがあります。その点についてももう一回、再答弁を、そっちの分野ですよ、準要保護とかそれやってるのは認めます。それはそのとおりです。これは、もっと拡充する必要もあるけどもね、準要保護の対策は、支払金利子だとかね、ただ、その学習の中身については、もう少しこれやらないと、ちょっと、いろんなところに関連するそうです。ここをおろそかにすると。教育長は現場のことわかっているから、多分感じるんじゃないかと思うんだけどね。

時間なんですけども、以上で再質問終わらせていただきますけども、検診の補助、これね、私さっき自分のこと例、恥ずかしい話だって言ったんだけども、これもやっぱりね、うんと健康保険税を引き下げられるためにも、ここは本当やっぱり重視しなきゃならない部分かなと思うんですね。ここら辺についても見解を求めたいと思います。

以上です。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） 安田議員にお答えいたします。

まず、マイナンバーの記載の件でございますが、これにつきましては先ほど市長も答弁しておりますように、法律で義務づけられております。ただ、このたび1回目ということで、記載がなくとも、この次からそういうのを記載してくださいというようなことを話しながら国の方でも受け付けてよいというようなことになってございまして、来年度以降については、これはどうなるかは現状ではまだ私どもも把握はしていないところでございます。

それから、経費の問題もございましたが、こちらにつきましても職員を、先ほど市長も答弁しておりますように、研修会、あるいは課内で勉強会などを開催しまして、できる限り統一化が図れるような形で進めておりますけれども、この点につきましては

は、今後もより一層その点を強化しながら、職員によって異なることのないよう適切にやっていきたいというふうに考えております。

それから、申告書の用紙の関係でございますが、これにつきましてはA4ということで各市町村やっておりますが、本市の場合、現実的には申告書、これを記載せずに必要書類等を持参して来場する方が多いと。このため、申告会場におきましては、申告に来られた市民から話を聞きながら税務課の職員がシステムに入力して申告書を作成しているというのが実態であります。したがって、記載欄の大きさが問題になるということは、余り実際、処理事務上、発生していないというようなことでございます。

それから、領収書の有無の件でございますが、これにつきましては、確かに原則的には領収書は必要であります。領収書のないものでも、いわゆる挙証性が認められれば、当然、経費として私どもも算入しておりますので、全く領収書がないからといって、すべてが算入されないというわけではございません。

それから、所得税法第56条に関してでございますけれども、これにつきましては安田議員はご承知かと思っておりますけれども、国の第4次男女共同参画基本計画の中で、自営業等における就業環境の整備といったところで、商工業等の自営業における家族従業者の実態を踏まえ、女性が家族従業者として果たしている役割が適切に評価されるよう、税制等の各種制度のあり方を検討するとなっております。これを受けまして国会の財務金融委員会におきまして、この税制等の各種制度のあり方を検討するという文言について、所得税法第56条が含むかどうかという質問がなされてまして、国の方では所得税法第56条は含まれるというふうに考えているというような答弁をしておりますので、今後これにつきましては、国の方で検討されていくものと考えております。

○議長（三浦利通君） 原田市民福祉部長

【市民福祉部長 原田良作君 登壇】

○市民福祉部長（原田良作君） 私からは、福祉関係の質問に対してお答えいたしたいと思っております。

まず、検診の再検査に対する補助でございます。先ほど市長が答弁で申しましたとおり、市の方では特別その再検査に対する補助は実施してございませんけれども、再

検査対象の方に対しましては、電話等こまめな対応をしております。がん検診が5項目あるわけですが、いずれの項目におきましても県平均、再検査の方に関しましては上回っているという状況でございます。確かに検診補助であれば、本人負担、少なく済むわけでございますが、検診をできるだけ多くの方に受けていただく、特定健診等の今、非常に低い状態にあるものを上げていく。そういった中で医療費を削減するというのが最終目標かと存じております。職員も保健師も、今、ネウボラ等ありますので、ある程度充実しております。そういった中で職員が工夫する、あるいはさまざまアイデアを出す中で、さらに検診率を上げていくというふうなことは可能かと考えておりますので、とりあえず受診勧奨、こちらを重点にしていきたいというふうに考えているところでございます。

歯のフッ化物の塗布でございますが、これは27年度に3歳まで拡大しております。今、現行まだ1年ちょっとしかたっておりませんので、これは利用者の状況を見ながら今後の方針を決めていきたいと思っておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦君 登壇】

○教育長（鈴木雅彦君） 学習支援の手だてということのご質問でございますが、市の教育委員会では、児童生徒の学力の向上を図る取り組みといたしまして、中学校3年生を対象とした学習教室や小・中学生対象の国際教養大学訪問、秋田大学と連携した理科実験教室、さらには小学生が放課後に地域のボランティアと体験学習を行う放課後子ども教室など、参加費用がかからない形で事業を実施しております。これらの事業は、希望するすべての児童生徒を対象としたものであり、教育委員会としては、このような形での実施が望ましいと考えております。

新たな支援につきましては、市長の答弁にもございましたように、今後策定を予定しております「子ども貧困対策に関する整備計画」の中で可能な施策を検討していくということになりますが、児童生徒の状況を一番よく知っているのは学校でありますので、学習支援のあり方も含め、現場の考えや要望、そして保護者の要望も踏まえまして、学校と連携してできる有効な方策について、市の校長会等々検討してまいりたいと考えておりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） 暫時休憩します。

午前 11 時 55 分 休 憩

午前 11 時 56 分 再 開

○議長（三浦利通君） 再開します。

再々質問、安田議員。

○8 番（安田健次郎君） 時間がないので教育長に、中学校の学習指導援助もやっ
てのわかります。そういうのをふやさないためにも、小さいときに、小・中学生の
ときの学習補助も高めることによって、後々の小・中の高学年にそういう難儀を
する生徒が少なくなるというデータもありますので、取り組んだらどうかというこ
となんです。

○議長（三浦利通君） 鈴木教育長

【教育長 鈴木雅彦君 登壇】

○教育長（鈴木雅彦君） 小学生からの学習補助ということになりますが、先ほども
答弁申し上げましたように、生活指導のサポートですとか、あるいは少人数加配の
ための教員等を活用いたしまして、小学校の低学年から学習指導を行って
おりますが、現在これに加えまして秋田大学と連携した形で、春休みに小学生
を対象とした学習教室も行っておりますが、小学校低学年からの学習補助の
あり方につきまして、学校の方と連携をとりながら、こういった形での補助
が市の教育委員会としてこの後、必要になるかということも十分学校の方と
協議いたしまして、可能な限り進めてまいりたいと思っておりますので、よろ
しくお願いいたします。

○議長（三浦利通君） 8 番安田健次郎君の質問を終結いたします。

○8 番（安田健次郎君） ありがとうございました。

○議長（三浦利通君） 喫飯のため、午後 1 時まで休憩いたします。

午前 11 時 59 分 休 憩

午後 1 時 02 分 再 開

○議長（三浦利通君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

次に、3 番米谷勝君の発言を許します。3 番米谷勝君

【3 番 米谷勝君 登壇】

○3番（米谷勝君） 市政に深い関心を示していただいている皆さんから議会を傍聴していただき、ありがとうございます。

渡部市長、2期8年の市政推進に対し、敬意を表するものであります。

私は、市民目線で開かれた市政を望んでおります。通告に従いまして、市民の声として3点について質問させていただきますが、市長、最後の答弁であります。よろしくお願ひします。

1点目は、複合観光施設整備事業についてであります。

この事業について市民は、税金のむだ使いと思っていながらも、意見を言う場や機会がないということから、男鹿市の未来を担う子どもに負担をかけさせたくないためにも、施設の必要性について議会でしっかり議論してほしいと言われております。市民からは、市の進め方に問題があると、たくさんの声が寄せられております。

まず、計画の進め方についてであります。

複合観光施設整備事業予算1億213万8千円、当初予算に計上されていますが、昨年11月議会全員協議会に示したスケジュール表によれば、JR用地取得、敷地造成工事は6月からであり、12月議会であのような状態になって立候補を撤回し、今限りでの退任表明状況で、市長責任放棄して当初予算に前倒しして提案することは、傲慢で、市民、議会から理解されるものではありません。市長は、辞めることと予算提案するという整合性のとれないことについて、どうお考えになるのかお伺ひします。

次に、維持管理費についてであります。

建物の備品、維持管理費等管理条件が示されていない中で、どんどん市費が膨らんでいくのではないのでしょうか。出資金などをもとにした収支想定が示されているが、経営見通しを市民は大変危惧しております。維持管理費としての施設マネジメント広告宣伝などの費用、建物施設の直接管理費、外構部の維持管理費など、市として指定管理料を最大1年間でどれくらい払う予定か、その考え方と金額についてお伺ひします。

さらに、急速冷凍建物について、民間からの数人の意見で、市で全額負担で建てられるのか、また、機械が壊れた場合の修理やメンテナンスのお金などは、どこから出せるのかお伺ひします。

2点目は、財政指数の改善についてであります。

税収の落ち込みなどから市財政は一段と厳しさを増しており、市債28年度末残高は163億円を超え、地方財政については、今は危機的状況にあると認識しております。

そこで、3点質問いたします。

1点目は、財政力指数状況についてであります。

財政力指数は、基準財政需要額と基準財政収入額の関係であり、財政力指数が1に近い団体ほど普通交付税算定上の留保財源が大きいことになり、財源に余裕があると言えます。本市の場合、平成22年度0.42、平成28年度0.36、年々悪化してきております。将来に不安がないのかどうか、お伺いします。

2点目は、経常収支比率改善策についてであります。

経常収支比率は、低ければ低いほど財政運営に弾力性があり、政策的に使えるお金が多くあることを示しています。本市の経常収支比率は、平成22年度87.1パーセント、平成27年度93.8パーセントと年々増加して、危険水域である90パーセントラインを突破しており、財政運営が破綻することも予想されるのでありますが、何らかの改善策はないか、お伺いします。

さらに、このような財政状況悪化を招いたのは何が原因ととらえているのか、市長の所見をお伺いします。

3点目は、財政調整基金についてであります。

平成28年度、3年目を迎える第3次男鹿市行政改革大綱を見直しし、さらに公共施設等総合管理計画の策定による公共施設の統廃合の推進により、財政調整基金残高の適正な水準の確保に努めているようですが、平成23年度末18億8千479万1千円の財政調整基金が年々減少、平成28年度3月補正後7億6千457万4千円でしたが、定例会初日に平成28年度男鹿市一般会計補正予算第7号が追加提案され、財政調整基金6億9千457万4千円となり、6億円台になってしまいました。

財政調整基金は標準財政規模の10パーセント、15億円の確保をどのようにして図るのかお伺いします。

あわせて、このような財政状況で新しい市長のもとで、6月補正に先送りした事業の予算が組めるのか、お伺いします。

3点目は、ナラ枯れについてであります。

ナラ枯れは、昆虫のカシノナガキクイムシが繁殖のため幹に穴を開けて入り、虫に付いているナラ菌に感染することで起きます。感染によって細胞が死に、道管が目詰まりすると枯れ始めます。

県内では、にかほ市で平成18年度に確認されて以来、被害が年々拡大し、現在は県南部から沿岸北部にかけての15市町村に及んでいるようですが、本市の現状をどのように認識しているのか、お伺いします。

次に、地球温暖化の影響で病害虫が活動しやすくなったことや、ナラが薪などとして使われなくなって病害虫に弱い老木がふえたことが、被害が広がった背景にあると考えられております。県では、平成29年度、病原菌を運ぶ昆虫が入り込みやすい樹齢50年前後のナラを伐採し、被害を未然に防ぐ対策に乗り出し、伐採費を助成する制度を新設する方針です。伐採する森林組合や林業事業者に、1立方メートル当たり3千円を助成する方針。間伐などを目的とした伐採に対し、費用の7割弱を補助する既存の制度も合わせて利用できるようです。ナラ枯れ未然防止対策については、いかがお考えになっているのか、お伺いします。

市長の前向きな答弁を期待して1回目の質問を終わります。

○議長（三浦利通君） 渡部市長

【市長 渡部幸男君 登壇】

○市長（渡部幸男君） 米谷議員のご質問にお答えいたします。

ご質問の第1点は、複合観光施設整備事業についてであります。

まず、計画の進め方についてであります。

予算計上に関するスケジュールにつきましては、昨年11月4日の産業建設委員会協議会及び総務委員会協議会並びに11月14日の議会全員協議会で、JR所有の用地購入について、関連予算を3月定例会で提案すると説明しております。

また、ことし2月3日の産業建設委員会協議会においては、当初予算に計上する項目及び内容について説明したところであります。

複合観光施設の実施設計予算につきましては、12月定例会の最終日に、「私はこの施設は本市の観光振興、産業振興になくてはならない重要な施設であると考えており、政治生命をかけて進めてきたもので、今後も重大な決意をもって取り組んでいく

覚悟である」と発言いたしました。が、議会の皆様から、この発言の思いをご理解いただいた議決だったと認識しております。この議決を受け、平成30年7月の施設開業に向けて、この事業を推進していくため、敷地造成工事費、用地購入費などについて当初予算に計上したものであります。

本事業につきましては、昨年12月定例会でさまざまなご意見をいただきましたが、私は男鹿の活性化のために、この施設はぜひとも必要だと考えております。次の市長選挙への不出馬を決断いたしました。が、計画の実現に向け、任期中に果たすべき役割はしっかり果たしてまいります。

次に、維持管理費についてであります。

施設管理費につきましては、昨年11月14日の議会全員協議会で資料を示して説明しておりますが、開業の年である平成30年度分として、人件費、水道光熱費、広告宣伝費などで5千587万円を見込んでいるものであります。

指定管理料の額につきましては、収益部分以外のトイレや駐車場などに係る経費について、実施設計の完了後、運営会社と協議してまいります。

急速冷凍設備につきましては、複合観光施設の整備と併せて整備を図ることにより、施設における水産物の販売や飲食の提供への活用も期待できることから、民間事業者の動きとあわせて急速冷凍加工室を施設に併設することとしたものであります。

急速冷凍設備は、市内の水産事業者において導入するものであり、機械の修理やメンテナンスも、導入した事業者が負担するものであります。

ご質問の第2点は、財政指数の改善についてであります。

まず、財政力指数状況についてであります。

同指数は、地方交付税法の規定により算定される基準財政収入額を基準財政需要額で割った数値の過去3年間の平均値であります。

本市の財政力指数は、石油備蓄基地の国有資産等所在市交付金の減少などにより、基準財政収入額が減少しているため、低下する傾向にあります。

基準財政需要額が同じ水準であれば、基準財政収入額が減少した分は、普通交付税などに反映されるものであります。が、将来的には人口減少などに伴い、歳入規模は縮小していくと見込んでいることから、歳出についても規模の縮小を図り、財政の健全化に努めていく必要があると考えております。

次に、経常収支比率改善策及び財政調整基金についてであります。

第3次男鹿市行政改革大綱では、財政目標値として、経常収支比率を90パーセント以内、財政調整基金を標準財政規模の15パーセント以上とすることとしております。

本市においては、人口の減少、高齢化の進行により、市税、普通交付税など経常的な歳入の増収が見込めない一方、歳出では、扶助費で平成27年度決算では、平成20年度と比較し6億5千722万7千円増加していること、東日本大震災を契機に、児童生徒の安全を確保するため、小中学校の耐震補強事業などに13億8千433万9千円、防災拠点の整備として庁舎の耐震補強事業に2億7千33万3千円を投じた結果、公債費の削減が思うように進まなかったこと、男鹿みなと市民病院経営健全化のため、平成21年度からの7年間で、総額9億8千550万1千円を特別に繰り出ししていたことなどの要因により、経常収支比率の上昇及び財政調整基金の減少につながっているものと認識しております。

今後、公共施設等総合管理計画に基づく施設の統廃合や行政改革大綱に基づく経費の徹底した削減に取り組んでいくとともに、行政サービスのあり方について検討しながら、歳入に見合った歳出とするよう、財政規模の適正化を図ることで経常収支比率の改善と財政調整基金残高の確保を図っていく必要があるものと考えております。

なお、財政調整基金につきましては、3月定例会初日にご可決いただいた除雪費及び県議会議員補欠選挙費に係る一般会計補正予算第6号で除雪費に係る財源に充てておりますので、平成28年度末の財政調整基金残高は6億9千457万4千円となるものであります。

骨格予算により、今後の補正要因としている事業は、複合観光施設整備事業の本体工事分を含む11億3千201万4千円、一般財源では1億7千420万9千円と見込んでおり、新たな市長のもと、政策的に判断されるものと考えております。

ご質問の第3点は、ナラ枯れについてであります。

まず、現状認識についてであります。本市では、平成21年度に門前地区と加茂青砂地区で最初のナラ枯れ被害が確認されて以来、年々増加傾向にあり、平成23年度には戸賀塩浜地区で、平成27年度には真山地区、浜間口地区、南平沢地区で、今年度は北浦十二桜地区でも確認されております。

また、ナラ枯れの被害本数は、最初に被害が確認された平成21年度に4本であったものが、今年度は3千本を超えており、平成21年度からの被害本数の累計は1万本を超える状況となっております。

このようなことから、今後も被害は拡大すると予想され、景観の悪化や森林資源の消失、水源涵養や土砂流出防止機能の低下など、森林環境にも大きな影響を与えるものであり、防除対策の継続が必要であると考えております。

次に、防止対策についてであります。本市では、秋田県ナラ枯れ防除実施方針に基づき、国・県の補助事業を活用し、防除対策を実施しておりますが、被害は急傾斜地や山の尾根部など、人の手による防除が困難な箇所にも点在していることから、被害木の徹底駆除が十分に行えない状況にあります。

このようなことから、市では、平成27年度に森林公園や景勝地などの守るべきナラ林を特定した、男鹿市ナラ枯れ対策3カ年基本計画を策定し、計画に位置づけた重点地区において国の補助事業により予防対策である樹幹注入と駆除対策である薫蒸処理と焼却、破碎チップ処理を実施しております。

また、守るべきナラ林以外の地区においては、秋田県水と緑の森づくり税事業を活用し、被害木の伐採を実施しているところであります。

県が平成29年度から予定している新たな助成制度については、ナラ枯れ被害が急速にふえ、対処療法だけでは限界がきている状況にあることから、被害拡大の抑止と事前の予防対策及び県民の理解の醸成という観点で取り組むものと伺っております。

市では、県の新たな助成制度の活用を検討し、関係機関と連携を図りながら被害木の早期発見と予防、駆除対策を講じていく必要があると考えております。

○議長（三浦利通君） 再質問ありませんか。3番米谷勝君。

○3番（米谷勝君） まず最初に、複合観光施設整備事業についてであります。市長の先ほどスケジュールのことでお話された中で、スケジュールに示している内容でないものについては議会の場とか委員会とかで話されているということですが、なぜ話されるときにスケジュールを訂正して説明しないんですか。私方には6月のそのスケジュール表しかないんですよ。6月じゃなくて3月にやるんですよっていったら、そのやるっていうスケジュール示されないんですか。書いてあるものは6月になって、何か質問されたり何かすると、口頭で3月に提案したいと思っておりますと

て、そういうやり方っていうのは私は理解できないものだと思いますが、そこら辺について。なぜ6月のものを3月に提案するんだったら、3月にスケジュールを、示しているスケジュール表に3月に直して示されないのか、私の机の上には6月のスケジュール表がいっぱい、話すたびに載ってます。だから議会も理解できないし、市民も理解できないと言ってるんですよ。言ってみれば、この計画がはっきり定まっていなくてという感じを受けるんですよ。だから、これからも市費がかかっていくんじゃないかと。ただ建物を建てるっていうものだけが、どんどん進んでいくんですよ。今まで2年何カ月、約3年間近く、このことでどんなに議論しているんですか。

それから、スケジュールの話のほかに、市長は非常に今までも来年の開業に向けて動き出しているとか、市報に事業費の財源についての説明だけがなされているんですよ。私今回、なぜ維持管理費を聞いたかというのと、その何というんですか、事業費は施設整備費で全体事業費は約9億円で、県から2億円交付されると。だから、市の実質的な負担は約2億円と見込んで、そういう説明をされて、どんどん工事が進められていくようになっているんですね。この後いろんな面で維持管理の多いときは、市の負担がどのくらいになるのかということは市民も非常に不安なんですよ。

そこでちょっとお伺いしますけれども、今回、運営会社出資金230万円、予算が上がっています。この出資金に関して、出資者と金額についてお伺いしたいと思います。

それから、開業準備人件費として400万円計上されています。運営会社で人を頼むべきものを、なぜ市が予算化しなければいけないんですか。このことについてもお聞きします。

それから、先ほど市長は施設の収支は示されていると言っているけれども、この示された数字でレジ通過者18万人、客単価1千500円、これで売上高が2億8千44万円、それから売上原価2億2千370万円、これを差し引きすると5千674万円のお金が浮いてきます。そしてさっき市長が説明した一般管理費とか宣伝費用とか人件費とか、そういうものにかかる経費が5千587万円、最終的に営業利益が87万円というものを施設の収支を出しております。それで、私が聞きたいのはレジ通過者18万人、客単価1千500円の売上高2億8千44万円、届かなかったときの赤字の補てんは誰が行うんですか。これ、30年の計算で出てます。平成30年。30

年ということは開業したときですよ。来るという予想でやっていますけども、来なかった場合、誰がお金を補てんするんですか。そのことについてお伺いします。

それから、12月定例会の最終日、複合観光施設の実施設計予算を含む一般会計補正予算が12対7で可決された後、建設費の削減や漁家の所得向上、二次アクセスができるような仕組みができていない状況下で、今後の実施設計の動向や契約時にかかわることができるので、住民意見も取り入れ、さまざまな課題を払拭できるようにかかわることができると思う。そういうふうにいる議員の方が、かなりいたと思うんですよ。そのような取り組みを行っているのかどうか、お伺いします。

それから、2番目の財政指数の改善についてお伺いします。

4月に市長選挙を控えるために継続の重点事業とか義務的経費を中心とした骨格予算で、市長選挙後に補正予算を組み、肉付けをする予定と思われます。男鹿市総合計画実施計画に掲げている事業で補正予算に考えている事業、先ほど市長、ちょっと2点ばかり申し上げていましたけれども、今後の主な補正予定事業についてお伺いします。

それから、先ほども市長は第3次男鹿市行政改革大綱を策定し、行政改革に取り組んでいるということでしたが、これらの進めている財政効果と財政健全化に向けた目標値の設定、それに対する状況についてお伺いいたします。

それから、財政状況、かなり悪いということをお話しましたがけれども、これらを招いた原因は、市長先ほどいろいろ学校の耐震化だとかいろいろ申し述べていました。私の記憶では、学校の耐震化は、東日本大震災が起きた時点で、国の方では男鹿市の予定されている学校耐震化の補助率を50パーセントから75パーセントに上げているので、私はそれは当てはまらないと思います。

そこでお聞きしますけども、平成23年度で船川港築港100周年事業で1千842万円、これらを支出しております。それから、海フェスタ事業で最終的に7千99万8千円とか、約8千万円ですか、これを使っております。それから、私一番残念なのは木質バイオマス利用調査業務、これ、だめだ、だめだ、やったって何もならないよとみんなに言われているやつを県から何言われたかわからないけれども、これについて200万円ばかり使ってるんですよ。それから、生ごみ堆肥化推進事業、これについても、もうやる前からわかっているものに対して幾ら使っていると思いますか。

約900万円ですよ。これらを足していくと、どんどん財政悪化していくのわかるんですよ。こういうもの、私まず4点ぐらい並べたけれども、本当、効果あったものですか、それらについてお聞きしたいと思います。

それから、3番目のナラ枯れについてであります。国・県の事業による新たな助成事業活用しているようではございますけれども、ナラ枯れ防止対策として、ナラ枯れの被害木の樹幹注入、これについて市の負担が25パーセントなんですよね。枯損木と言いますか、枯れた木の伐倒処理は、県の負担がこれ100パーセントで実施することができるんですよ。どうかこれらの100パーセントの県の負担、男鹿市の負担のないそれらの事業を利用して景観の保全を図れないのかお伺いします。さっき事業が2点あるって言ったけれども、市の負担のない、すべて100パーセント県負担の事業で景観の保全を図れないのかということをお伺いしまして2回目の質問とします。

○議長（三浦利通君） 佐々木産業建設部長

【産業建設部長 佐々木一生君 登壇】

○産業建設部長（佐々木一生君） 米谷議員のご質問にお答えしてまいります。

まず、複合観光施設のスケジュールに関しましてですけれども、12月議会で実施設計予算をお認めいただきまして、その後、設計の方に入っていく中でですね、来年7月予定のオープンに向けてのいろんな諸々の行程が変更しております、その中で以前出した6月というその実施設計に入らなければなかなか判明してこないような事象について、一括で6月というスケジュールで計上していたんですけれども、今回いろいろ実施設計に入った中で7月のオープンに向けての必要な過程が出てきたわけですので、今回、当初予算に計上している内容等があらわれているというような状況になっております。

それから、運営会社に関する出資者と金額でございますけれども、今回、市としまして、以前の説明の中で運営会社の資本金2千300万円という想定のご説明しておりますけれども、その中で市は10パーセント、230万円を出資額として今回予算を計上しております。

その他の出資者と金額につきましてですけれども、JAみなみですとか県漁協ですとか、あと、いわゆる金融機関各社、それと男鹿市内の水産事業者といった方々が出資の意向を示しております、全部で15社ですね、出資の意向を示していただいて

内諾はいただいております。

出資の額につきましては、おおむね10パーセント程度、もしくはそれ以下という形になっておりますけれども、何せこれから皆さん、正式な機関決定等も必要なものですから、詳細については、ちょっと控えさせていただきたいという部分もございます。

それから、同じく今回、当初で予算計上させていただいております開業準備の人件費400万円ですけれども、これにつきましては施設の運営責任予定者の方の人件費として計上しております。この額につきましては、内訳としまして、細かい話ですけれども、人件費分が250万円、物件費分が150万円という内容になっております。ただですね、この部分ですけれども、いわゆる国の地域おこし協力隊の制度を活用して運用してまいろうというふうに思っております、こういった費用に関しましては、いわゆる国の特別交付税の措置ということで、交付税措置が受けられるという財源ということになっております。

それから、施設の30年の収支計画につきましてですけれども、赤字に関しましてはですね、やはり運営していく以上、赤字は想定しておりません、基本的に黒字になるという考えで行っておりますので、現在その補てんうんぬんに対しては、ちょっとお答えできる状況ではございません。

それとですね、住民説明その他でございますけれども、去年6月以降、何度か説明会等、あと町内会との会合の際の説明会等も行っておりますけれども、12月以降、実施設計の方に向かっておりまして、具体的な会を開けておりませんが、運営会社の準備会議の中でいろんな商品の出品等の議論といいますか内容について協議を行っているというような状況がございます。

複合観光施設に関しまして、まずは答弁させていただきました。

○議長（三浦利通君） 船木総務企画部長

【総務企画部長 船木道晴君 登壇】

○総務企画部長（船木道晴君） 私からは、財政関係についてお答えをいたします。

骨格予算としたことで、今後6月補正に送った主な事業ということでございますが、先ほど市長の答弁にもありましたが、複合観光施設整備事業費、これが7億4千900万円ほど、さらに石油貯蔵施設立地対策交付金事業費、これが1億670万円

ほど、それからネットワーク型園芸拠点育成事業費補助金 8 千万円ほど、これらが投資的経費の主なものであります。さらに、消費的経費では、町内会交付金 2 千 3 7 0 万円ほどを今後の 6 月補正予定事業としてございます。ただ、これにつきましては、いずれ新市長のもとで政策的に判断されるというものであります。

それから、行革の関係でございますけれども、これまで厳しい財政状況ということを受けまして、財政目標値を第 3 次行政改革大綱の中で定めております。ただ、これがなかなか実現できていないというようなことから、この第 3 次行政改革の中間年に当たる 2 8 年 1 1 月に見直しを行っているところであります。

2 7 年度までの効果でございますけれども、これはまだ 2 8 年度末はまだ出してございませんが、2 7 年度末では全体計画 3 8 項目中 2 8 項目に取り組んでおりまして、達成率は 7 3. 7 パーセント、財政的効果につきましても 5 億 4 1 3 万円ということで計画は上回っております。ただ、経常収支比率と財政調整基金の確保につきましては、この大綱を策定して以来、達成できていないというようなことでございますので、そういう意味で昨年、見直しも行っております。今後これらを着実に推進しながら財政目標値の達成に努めていきたいというように考えてございます。

それから、米谷議員の方からいろいろ海フェスタを含め、いろんな事業のお話をされております。ただ、やはり私どもとして、これまでの財政の状況を分析してまいりますと、やはり先ほど市長答弁しておりますように、庁舎を含めた小中の耐震化、あるいは男鹿みなと市民病院経営健全化のために 7 年間で約 1 0 億円近い繰り出しをしていると、こういうようなことがございまして、当然耐震補強など実施することによって公債費の削減が進まなかったというようなことがございまして、経常収支比率がなかなか下がらないと。病院の方へ約 1 0 億円という特別な繰り出しをして 7 年間でしてきました。この部分がやはり財政調整基金の確保ができなかった要因であるというふうに考えております。これらのことから、先ほど申し上げましたが、第 3 次行政改革大綱を着実に推進しながら、この財政目標値を達成できるよう、今後も努めてまいりますので、よろしく願いいたします。

○議長（三浦利通君） 佐々木産業建設部長

【産業建設部長 佐々木一生君 登壇】

○産業建設部長（佐々木一生君） 私から、ナラ枯れ対策につきまして質問にお答えし

たいと思います。

確かに議員ご指摘のとおり樹幹注入に関しましては市の負担がございまして、伐倒処理に関しましては、県の森づくり税を活用した事業がありまして100パーセント県費という事業がございまして。

現在、市としましては、極力県の森づくり税を活用した事業を進めてまいりたいというふうに考えてございまして、平成29年度、ちなみにですけれども、当初予算の方にはですね、平成28年度の約3倍ぐらいの予算措置ができてきているような状況でございまして。市の負担の少ない事業を活用してですね、観光地としての景観を維持することに努めたいと引き続き思っております。

○議長（三浦利通君） さらに質問、米谷勝君。

○3番（米谷勝君） まず、複合観光施設整備事業についてなんですけれども、私がいっつも示されているスケジュール表で、なぜ6月のものが3月になるのか、どんどん何も中身も決まらない。今、説明受けた中でも、前と何ら変わってないんですよ。ただ変わってるっていうのは、12月の議会通った実施設計、いくらか手がけているなと思うぐらいなんですよ、今の説明聞くとですよ。なぜかという、さっきの部長の説明の一番先のスケジュールの話の話を聞くと、7月にオープンだ、6月に計上するとちょっと間に合わないから、もう実施設計に入っているんで3月に計上したと。こんなことって理由なるものですか。私さっき何回か目でね、これ聞いてるでしょ。12月定例会の最終日で複合観光施設の実施設計予算を含む一般会計補正予算が12対7で可決された後ですよ、建設費の削減や漁家の所得向上、二次アクセスができるような仕組みができていない状況下で、今後の実施設計の動向や契約時にかかわることができるので、住民意見も取り入れてさまざまな課題を払拭できるようにかかわっていきたく思っている議員がいっぱいいるんですよ。その取り組みについて行っているんですかっていうことを聞いてるのに、さっぱり答え出せないじゃないですか。それだけ実施設計予算通したけれども、要するにあれでしょう、運営会社だって設立してないし、出資者と金額について伺いますと聞いたら、2千300万のうちの10パーセント、これ何回も聞いてるんですよ、答弁。それから、JAとか漁協とか何社とあって、私聞いてるのは、男鹿市で230万出資すると。そのほかに出資者が誰々で、男鹿市と同じように金額が幾らですかと聞いてるんですよ。それに対する答弁

は、示していただいている、何ですか、了解をいただいているとか何とかそういうことしか出てこないんじゃないですか。そういうことで建物が建てられますかということなんですよ。そこでまた、その前に人件費のことを聞いたら、市の単独でなくて国の制度を利用しているという話ですね。国の制度を利用してその人を雇うんですよ。雇用するんですよ。そうすると、雇わなくてもいい人を国の制度で雇うんですよ。雇うことによって雇用が1人減るんじゃないですか。雇わなくてもいい、その何か運営責任者とかって、これを市の方でやらなくてもいいんじゃないですか。それによって国の制度を利用するってこと、頼む人、雇用が1人減るってことじゃないですか。そこについてもう一度お聞きします。

それから売り上げのことですけども、答弁について黒字を考えているので赤字は考えていない、それは当然だと思いますよ。けども、そうなった場合はどうするんですかと聞いてるんですよ。これ言わなくたってわかるでしょう、市で出すんですよ、そうでないとやっていけないじゃないですか。そのことを聞いてるんですよ。それでみんなが心配してるんですよ。18万人も来るのかと。来ないとき、市でどうするのかと。そうすると市のお金、出すんだと、みんなそういうことを心配してるんですよ。建物のお金心配してるんじゃないんですよ。

それから、これは質問にはなかったけれども、建物というのは、箱ものというのは、建てるともう30年、40年、維持管理していかなければいけないんですよ。このことも皆さんはまず考えていないので、そこら辺もみんな心配して、それで聞いてるんですよ。それで、さっき言ったように12月定例会で最終日でいろんなことあった中で実施計画、予算通ったけども、今の話を聞いていると、実施設計を進めていて、その中で協議を行っているというんだけど、どういう協議がなされているんですか。私は、あの実施設計の中で、予算通った中で課題というのは、かなりあると思うんですよ。私は3月いっぱいでは、あの課題というのは解決できないと思っていたんですよ。しかも、何も協議しているって、具体的にどういう協議されているんですか。何も恐らく進んでいないはずですよ。あの施設についても、内容について、運営会社ですか、その人方ともちゃんと話し合いするとかってやってるけども、何もやってないんじゃないですか。そこについてもう一度お伺いします。

それから、財政状況の悪化を招いた原因と言いますか、悪化を招いたということに

については、先ほど部長から学校の耐震化とか病院の繰出金とかっていろいろ聞いていると、これは前に聞いたときと同じなんですよ。私も答弁、きっとそうだなと思ってはいるんだけど。ただね、やっぱりさっき言ったように、最初から議員の人方がね、それだと無理だよって言ったようなやつは、やっぱりできるだけいろいろさまざまな角度から検討して、やはりむだ使いを少なくしていかないと、男鹿市の財政も大変だと思うので今回聞きましたので、そこら辺については、まず聞いたっていうことで。ただ、その裏には、むだな経費はかけないで、市民が望んでいるものについて経費をかけてほしいと思います。

それから、ナラ枯れについては、私は部長の答弁というのは、ほとんどわからないんですよ。あのね、3倍予算つけたからいいよとか、そういうことではないんですよ。私言ってるのは、25パーセントの市が負担しなければいけない事業でなくて、市で0パーセント、県で100パーセントやる事業に、できるだけ転換図っていかなくていいことを聞いてるんです。そのことだけなんですよ。それについてもう一回お聞きします。

○議長（三浦利通君） 杉本副市長

【副市長 杉本俊比古君 登壇】

○副市長（杉本俊比古君） お答えを申し上げます。

まず、昨年12月の定例会で、いろいろ市長の思いを受けとめていただいて実施設計関連予算をお認めをいただいたところでございます。これは本当に計画を進める上で、非常に私どもとしてはありがたかったなというふうに思っております。その予算を議決された後で議会の皆様からいろいろ不安の声が上がっていたという今のお話でございました。例えば二次アクセスの話だとか、建設に向けた動きだとか、そういったようなお話でございましたが、この二次アクセスの動き一つとりましても、県と、あるいは市内の関係業者、そういう方々で協議をして、二次アクセスを今、なまはげシャトルというような形で走らせているというのは御存じのとおりだと思います。

それで、ただ、これからさらにこの二次アクセス、周知を図って充実していくという方策については、いろいろその関連機関で協議を進めているところでございますので、こういったことについても動きはしているというところでご承知おきをいただければなと思います。

それから、運営会社の設立についてでございます。

できるだけ早く設立するように、皆さんが本気になって設立するように、そのいろいろご意見をいただいていたところでございます。そのことを受けまして、先ほど部長からお答えを申し上げましたけれども、議会でもご説明は申し上げていたつもりでございますが、中田正義さんを代表候補者として、それからJ Aだとか県漁協だとか水産会社、そういった方々で、それこそもう市からの助成は基本的にはないんだという、赤字というお話もございましたけれども、みんな自分で利益を生んでいかなければいけないんだと、そういう決意のもとで今、運営会社設立に向けて動いているところでございます。ただ、先ほど部長からお話がありましたように、例えば機関によってはこういう計画への出資については5パーセントが上限であるという機関もございますし、10パーセント出しても頑張りたいというような民間企業もございますし、いろいろ各参加団体からは姿勢は見せていただいております。ただ、機関によってはしっかりとした機関決定が必要だということで、まだ最終的な結論までいってないというところもございますので、控えさせていただいたと。このことについてはご理解を賜りたいと思いますが、いただいている出資のお話については、これは前の議会でも申し上げたと思いますけれども、それなりのお立場の方が役員で話し合っただけで決めたということですので、これはこれで重いものである、確実にその5パーセントなり10パーセントなり、そういったところでトータルして2千300万円ということは確実に見込めるものというふうに考えているところでございます。

それから、全くこの建設のことだけが進んで動きがないというお話でございました。例えばJR用地の購入につきましても、議会の方からいろいろこの交渉のあり方についてご指摘をいただいたところでございます。去年の6月議会だったと思いますけれども。そういうJRの言い値での予算提案というのは、いかがなものかといったようなお話がございました。それは当然のことということで、私どもも受けとめまして、その後、鋭意JRとの交渉を進めて、ある程度見通しが立ったというようなことで6月議会の段階からは、かなり予算規模としては縮減を図りまして、今、現状のまま、例えば線路敷はそのままの状態で購入をさせてもらって、この線路の撤去工事は市の方でやるといったような、できるだけ予算を縮減する方向で協議をした結果として今回予算を上げさせていただいたと、こういうことでございまして、この建物の計

画だけがどんどん進んでいてというあたりにつきましては、こういう動きもしているということで今回の予算提案をさせていただいたということにつながっているということは、ぜひともご理解を賜りたいと思います。

それから、この運営会社の設立でございます。できるだけ早くというような議会の声もございました。そして、運営会社の運営責任者として期待をしている道の駅むなかたの山崎館長は、この3月いっぱいをもって現在の職を離れて、そして男鹿にかかわろうという気持ちを固めていただいております。それを迎える環境を、我々としても整えなければいけない。ただ、会社の設立は、どう急いでもいろいろ手続があるということで、7月の下旬といったような、その流れになるというふうに考えているところでございます。そういう山崎さんの雇用について、そうすれば4月の後半、8月まで彼のその気持ちを少し待っていただくということは、これは彼のいろいろ事情を考えれば、これはできないというようなことを考えまして、先ほど部長もお答えをしておりましたけれども、国の地域おこし協力隊、この制度を活用させていただいて、7月まではその制度で対応をさせてもらおうと。会社を立ち上げ、雇用条件としては、そういう実績のある方をお迎えする雇用条件としては、決して十分なものではないわけですが、その会社を立ち上げた後には、その会社のお金を加算して、そういう実績等々、これからの期待感に見合った処遇につなげてまいりたい、その部分は当然、民間会社からの支出ということで、そういう前提で山崎さんとの話は進めているところでございます。

赤字になったときどうするのかという再三のご質問でございました。私どもは、今、運営会社にかかわろうとしている方々の意気込み、そして山崎さんの専門家としてのノウハウ、意気込み、そういったものを考えれば黒字を確保できるというふうに確信をしておりますし、この運営会社にかかわる皆さんにはそういう事態になったときには、市の支援というのではないということについては、十分そういう覚悟の上でこの事業にかかわってもらいたいということは、十分何度も繰り返してお伝えをしてきているところでございます。

施設の維持管理についてのお話もございました。これは当然テナント料なり売り上げからの手数料とか、そういったものも考慮しながら考えていくべき話だろうというふうに思います。そういうことも含めて、この後さらに準備会議、あるいはこの4月

以降、今のお立場を離れることになる山崎さんと具体的に詰めてまいりたいというふう
に思っているところでございます。

あと、この建設計画につきましては、市長からも再三申し上げておりますけれど
も、実施設計の中で、いろいろ議会の皆様からのご意見等々、可能な部分を取り入れ
る方向で今、実施設計作業を進めているということでご理解を賜りたいと思います。

○議長（三浦利通君） 佐々木産業建設部長

【産業建設部長 佐々木一生君 登壇】

○産業建設部長（佐々木一生君） ナラ枯れ対策につきましては、議員ご指摘のとおり
り、当局といたしましても、市の負担のない県100パーセント負担事業を進めてい
くという気構えと申しますか、ことで進めております。

先ほど申しました3倍という話ですけれども、そちらにつきましても県100パー
セント事業であるということでございます。よろしく申し上げます。

○議長（三浦利通君） 3番米谷勝君の質問を終結いたします。

○3番（米谷勝君） どうもありがとうございました。

○議長（三浦利通君） 以上で、本日の議事は終了いたしました。

明日3日、午前10時より本会議を再開し、引き続き、一般質問を行うことにいた
します。

本日は、これにて散会いたします。

御苦労さまでした。

午後 2時12分 散 会

